

有価証券報告書

事業年度 自 2025年4月1日
(第31期) 至 2026年3月31日

デジタルアーツ株式会社

有価証券報告書

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

第31期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	9
第2 【事業の状況】	10
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	10
2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】	12
3 【事業等のリスク】	17
4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	22
5 【重要な契約等】	27
6 【研究開発活動】	27
第3 【設備の状況】	28
1 【設備投資等の概要】	28
2 【主要な設備の状況】	28
3 【設備の新設、除却等の計画】	28
第4 【提出会社の状況】	29
1 【株式等の状況】	29
2 【自己株式の取得等の状況】	46
3 【配当政策】	48
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	48
5 【従業員の状況等】	64
第5 【経理の状況】	66
1 【連結財務諸表等】	67
2 【財務諸表等】	94
第6 【提出会社の株式事務の概要】	104
第7 【提出会社の参考情報】	105
1 【提出会社の親会社等の情報】	105
2 【その他の参考情報】	105
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	106

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年6月25日

【事業年度】 第31期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

【会社名】 デジタルアーツ株式会社

【英訳名】 Digital Arts Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 道具 登志夫

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

【電話番号】 03-5220-1160(代表)

【事務連絡者氏名】 I R室長 谷崎 文彦

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

【電話番号】 03-5220-1670

【事務連絡者氏名】 I R室長 谷崎 文彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第27期	第28期	第29期	第30期	第31期
決算年月		2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
売上高	(百万円)	9,051	10,436	11,512	9,982	10,835
経常利益	(百万円)	4,135	4,429	4,443	4,562	4,840
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	2,900	3,062	4,377	3,183	3,427
包括利益	(百万円)	2,910	3,067	4,387	3,182	3,429
純資産額	(百万円)	12,159	14,173	15,998	17,365	18,454
総資産額	(百万円)	19,341	21,149	22,518	22,627	27,865
1株当たり純資産額	(円)	863.96	1,007.27	1,162.40	1,274.46	1,370.52
1株当たり当期純利益	(円)	206.71	218.12	315.46	232.79	253.57
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	202.03	213.92	310.30	228.83	248.17
自己資本比率	(%)	62.7	66.9	71.0	76.6	66.1
自己資本利益率	(%)	26.2	23.3	29.1	19.1	19.2
株価収益率	(倍)	35.90	23.38	13.90	28.69	20.35
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	6,169	3,147	2,830	2,817	8,381
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△978	△867	1,012	△1,107	△1,161
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△810	△1,051	△2,545	△2,096	△2,095
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円)	15,773	17,018	18,339	17,952	23,083
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(名)	324 (22)	353 (31)	252 (37)	272 (41)	279 (46)

- (注) 1 第29期末に連結子会社であったデジタルアーツコンサルティング株式会社の当社保有全株式を譲渡したことに伴い、第30期における売上高に対して約2,196百万円の売上高減の影響が発生しております。
- 2 第29期の親会社株主に帰属する当期純利益の大幅な増加は、子会社株式売却益の計上等によるものであります。
- 3 従業員数欄の(外書)は、臨時雇用者(派遣スタッフ等)の年間平均雇用人数であります。
- 4 第29期の従業員数が101名減少しておりますが、主な理由は、2024年3月29日付で当社連結子会社であったデジタルアーツコンサルティング株式会社の全株式を譲渡し、連結の範囲から除外したことによるものであります。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第27期	第28期	第29期	第30期	第31期
決算年月		2022年 3 月	2023年 3 月	2024年 3 月	2025年 3 月	2026年 3 月
売上高	(百万円)	8,003	8,984	9,304	9,972	10,828
経常利益	(百万円)	4,052	4,407	4,348	4,569	4,850
当期純利益	(百万円)	2,832	3,048	4,536	3,187	3,439
資本金	(百万円)	713	713	713	713	713
発行済株式総数	(株)	14,133,000	14,133,000	14,133,000	14,133,000	14,133,000
純資産額	(百万円)	12,097	14,091	16,091	17,463	18,562
総資産額	(百万円)	19,138	20,780	22,595	22,713	27,970
1株当たり純資産額	(円)	860.82	1,002.92	1,169.18	1,281.69	1,378.56
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	(円)	70 (30)	75 (35)	80 (40)	85 (40)	95 (45)
1株当たり当期純利益	(円)	201.83	217.15	326.90	233.13	254.45
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	197.26	212.97	321.55	229.16	249.02
自己資本比率	(%)	63.1	67.8	71.2	76.8	66.3
自己資本利益率	(%)	25.6	23.3	30.1	19.0	19.1
株価収益率	(倍)	36.76	23.49	13.41	28.65	20.28
配当性向	(%)	34.7	34.5	24.5	36.5	37.3
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(名)	254 (22)	246 (31)	252 (37)	272 (41)	279 (46)
株主総利回り (比較指標：TOPIX(東証株 価指数))	(%)	77.3 (102.0)	54.1 (107.9)	47.6 (152.5)	72.1 (150.2)	57.4 (202.2)
最高株価	(円)	10,680	8,140	6,560	7,000	8,280
最低株価	(円)	5,660	4,940	4,030	3,420	4,810

- (注) 1 第29期の当期純利益の大幅な増加は、子会社株式売却益の計上等によるものであります。
- 2 第29期の配当性向の減少は、事業に直接関係のない特別利益である子会社株式売却益約2,154百万円の計上による当期純利益の増加によるものであります。当該特別利益を除外した配当性向は36.6%であります。
- 3 従業員数欄の(外書)は、臨時雇用者(派遣スタッフ等)の年間平均雇用人数であります。
- 4 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所市場第一部におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所プライム市場におけるものであります。
- 5 第31期の1株当たり配当額95円のうち、期末配当額50円については、2026年6月26日開催予定の定時株主総会の決議事項となっております。

2 【沿革】

年月	内容
1995年6月	インターネット関連アプリケーションソフトの開発販売を主な目的として、東京都港区にデジタルアーツ株式会社(資本金1,000万円)を設立
1998年8月	国産初のWebフィルタリングソフトを開発、同時に有害情報の収集を開始
2000年1月	資本金を4,000万円に増資
2000年1月	本社を港区北青山に移転
2000年3月	資本金を4億9,100万円に増資
2000年5月	インターネット・モニタリングサービス「NET iScope」サービス開始
2002年9月	大阪証券取引所ナスダックジャパン市場(現 JASDAQスタンダード)に上場 資本金を5億5,220万円に増資
2004年9月	インターネット・モニタリングサービス「NET iScope」の営業を譲渡し、フィルタリングソフト分野に事業を集中
2004年10月	九州支店開設(現 九州営業所)
2005年2月	世界22の国と地域で「フィルタリングを含むインターネットアクセス制御に関する特許」を取得
2005年10月	本社を千代田区永田町に移転
2006年8月	大阪営業所開設(現 関西営業所)
2007年11月	名古屋営業所開設(現 中部営業所)
2008年2月	プライバシーマークを取得
2009年1月	札幌営業所開設(現 北海道営業所)
2009年12月	東北営業所開設
2011年4月	米国子会社 Digital Arts America, Inc. 設立 英国子会社 Digital Arts Europe Ltd 設立
2011年11月	本社を千代田区大手町に移転
2012年2月	東京証券取引所市場第二部に上場
2013年3月	東京証券取引所市場第一部に指定銘柄変更
2015年11月	シンガポール子会社 Digital Arts Asia Pacific Pte. Ltd. 設立
2016年2月	英国子会社を FinalCode Europe Limited に商号変更 シンガポール子会社を FinalCode Asia Pacific Pte. Ltd. に商号変更
2016年4月	デジタルアーツコンサルティング株式会社 設立
2016年10月	中四国営業所開設
2018年12月	英国子会社を Digital Arts Europe Limited に商号変更 シンガポール子会社を Digital Arts Asia Pacific Pte. Ltd. に商号変更
2020年3月	情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の国際規格である「ISO/IEC 27001:2013 (JIS Q 27001:2014)」の認証を取得
2020年11月	クラウドセキュリティに特化した国際規格である「ISO/IEC 27017:2015 (JIS Q 27017:2016)」の認証を取得
2021年12月	「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度」(ISMAP)に登録
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより市場第一部からプライム市場へ移行
2024年3月	デジタルアーツコンサルティング株式会社の全保有株式を譲渡
2025年3月	ポップアップ型メールセキュリティソフト「m-FILTER MailAdviser」(Microsoft 365 対応版)、統合認証プラットフォーム「a-FILTER」、データ保護・ファイル転送「f-FILTER」の3製品を、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録
2026年1月	「i-FILTER@Cloud GIGAスクール版」「有害情報対策版」の2製品を、新たに政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録

3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社3社により構成され、Webセキュリティ、メールセキュリティ、及びファイル暗号化・遠隔削除ソリューションの企画・開発・販売等を主要な事業としております。

[当社と連結子会社の事業における位置付け]

名称	主要な事業内容
当社	インターネットセキュリティ関連ソフトウェア及びアプライアンス製品の企画・開発・販売
Digital Arts Asia Pacific Pte. Ltd.	「FinalCode」（ファイル暗号化・遠隔削除ソリューション）の販売

インターネット、クラウドサービス、電子メール等は、企業、公共機関、教育機関をはじめとする多くの組織において、情報収集、業務遂行、コミュニケーション、教育活動等に不可欠な社会基盤となっております。一方で、インターネット上には様々な情報が氾濫しており、マルウェア感染、フィッシング、不正アクセス、なりすまし、情報漏洩等につながる脅威も存在しております。また、電子メールについても、誤送信による情報漏洩、標的型攻撃メールやフィッシングメールの受信、添付ファイルやURLを悪用したマルウェア感染等、多くのセキュリティ課題を抱えております。さらに、クラウドサービスの利用拡大、社外からのシステム利用の定着、生成AI等の新たな技術の業務利用の進展に伴い、認証、アクセス制御、通信制御、データ保護、ログ管理等を組み合わせたセキュリティ対策の重要性が高まっております。

このような環境の下、当社グループは、Webセキュリティ、メールセキュリティ、認証・アクセス制御、データ保護等を中心としたセキュリティ事業を展開しております。主力製品であるWebセキュリティ製品「i-FILTER」及びメールセキュリティ製品「m-FILTER」においては、国内で検索可能なURLや、安全な送信元であると判定したメール情報等を網羅したデータベース及び独自の攻撃対策機能を活用し、既知の脅威のみならず未知の脅威や攻撃にも対応する「ホワイト運用」を、ソフトウェア及びクラウドサービスとして提供しております。

また、ファイル暗号化と追跡管理機能を搭載したIRMソリューション「FinalCode」、重要情報を安全に転送するデータ保護・ファイル転送ソリューション「f-FILTER」、シングルサインオン及び多要素認証等を提供する統合認証プラットフォーム「a-FILTER」、通信・アクセス制御、クラウドサービス利用の管理、認証管理等を組み合わせ提供するネットワークセキュリティ製品「Z-FILTER」等を展開し、企業、公共機関、教育機関等における多様なセキュリティ課題に対応するソリューションラインアップの拡充を進めております。

今後も当社グループは、独自データベースに基づくWeb・メール等の制御技術及び大規模な導入・運用で培った知見を基盤として、インターネット利用、電子メール利用、クラウドサービス利用、認証・アクセス制御、データ保護等に伴う多様なセキュリティリスクに対応する製品・サービスを提供し、企業、公共機関、教育機関等における安全なデジタル活用を支援してまいります。

なお、当社グループは、区分すべき事業セグメントが存在しないため、報告セグメントはセキュリティ事業単一となっております。

[主要製品]

ユーザー区分	主要製品	会社名
企業向け	<ul style="list-style-type: none"> 「i-FILTER」(Webセキュリティ) 「m-FILTER」(メールセキュリティ) 「FinalCode」 (ファイル暗号化・遠隔削除ソリューション) 「DigitalArts@Cloud」 (Web・メール・ファイルを網羅したクラウドセキュリティ) 「f-FILTER」 (データ保護・ファイル転送ソリューション) 「a-FILTER」(統合認証プラットフォーム) 「Z-FILTER」(ネットワークセキュリティ)等 	<p>当社</p> <p>Digital Arts Asia Pacific Pte. Ltd. ※「FinalCode」 (ファイル暗号化・遠隔削除ソリューション)のみ販売・サポート</p>
公共向け	<ul style="list-style-type: none"> 「i-FILTER」(Webセキュリティ) 「m-FILTER」(メールセキュリティ) 「FinalCode」 (ファイル暗号化・遠隔削除ソリューション) 「DigitalArts@Cloud」 (Web・メール・ファイルを網羅したクラウドセキュリティ) 「f-FILTER」 (データ保護・ファイル転送ソリューション) 「a-FILTER」(統合認証プラットフォーム) 「Z-FILTER」(ネットワークセキュリティ)等 	<p>当社</p>
家庭向け	<ul style="list-style-type: none"> 「i-フィルター」(家庭向け総合セキュリティ) 	<p>当社</p>

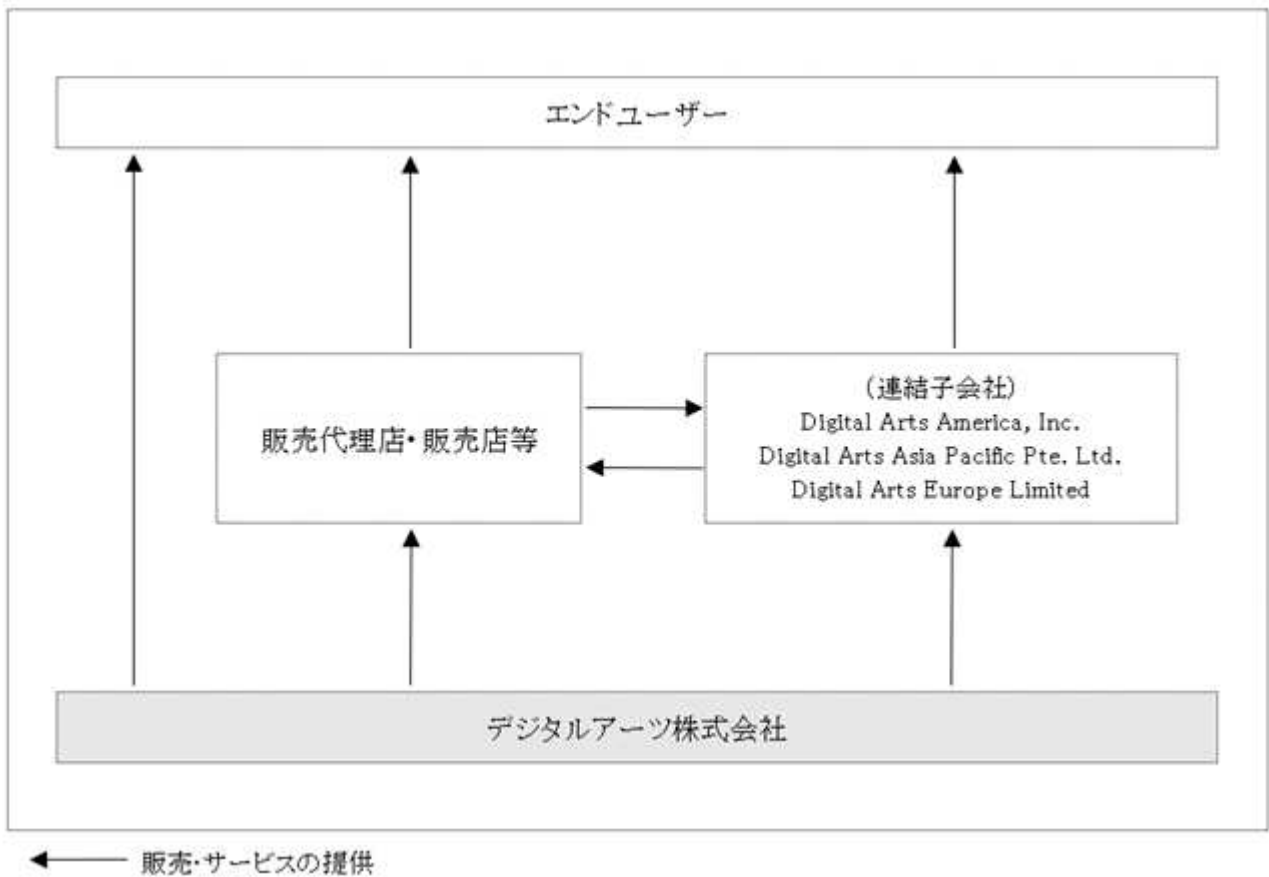
[主要製品の特徴]

主要製品	特徴
「i-FILTER」	<p>Webフィルタリングを通じた情報漏洩対策・標的型攻撃対策セキュリティ。 Webフィルタリングとは、ホワイトリスト方式のデータベース(DB)を利用してDBに登録のない脅威URLへのアクセスを遮断したり、職務上または教育上、閲覧することが不適切なアダルトサイト等のようなWebサイトをカテゴライズして、組織のポリシーに則してユーザーに閲覧させなくする(フィルタリングする)機能。</p> <p>[主要用途]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標的型攻撃対策 ・水飲み場攻撃対策 ・フィッシングサイト対策 ・Webアクセス制御 ・アクセスログ監視
「m-FILTER」	<p>メールフィルタリング、メールアーカイブ、アンチスパム機能から成り立ち、標的型攻撃対策、誤送信対策等の情報漏洩対策、全文保存と管理による内部統制推進、スパムメール対策による業務効率向上が可能。 メールフィルタリングとは、安全な「送信元」を格納したホワイトリストDBを持ち、送信元の安全性判定を実施しさらに「添付ファイル」や「本文」の偽装を判定することで、標的型メールをユーザーに受信させず安全なメールだけを受信する機能に加え、メール送信時に上長承認や一定期間の送信遅延機能を利用することで意図的・偶発的な情報漏洩を防止する機能。</p> <p>[主要用途]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標的型攻撃メール対策 ・メール誤送信防止 ・メールアーカイブ ・スパムメール対策 ・フィッシングメール対策

主要製品	特徴
「FinalCode」	<p>電子ファイルを追跡・リモート制御することができる、パスワードレスの暗号化サービス。 ファイルごとの閲覧者指定、操作権限設定、ファイル所有者によるログ監視、ファイルを送信した後の権限変更やリモートでのファイル削除が可能。</p> <p>[主要用途]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機密情報漏洩対策 ・内部不正対策 ・サプライチェーン攻撃対策 ・ファイル暗号化、アクセス制御 ・ファイル追跡 ・リモート削除
「DigitalArts@Cloud」	<p>Web・メール・ファイルを網羅したクラウドセキュリティ。 外部攻撃対策と内部からの漏洩対策の両方をカバーし、社内業務ファイルの自動暗号化と社外に渡したファイルについてのコントロールをクラウドサービスで提供。 統合レポート画面によりWeb・メール・ファイルにおける外部攻撃、内部情報漏洩の可能性を1画面で横断的に表示可能。</p> <p>[主要用途]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Webセキュリティ ・メールセキュリティ ・ファイルセキュリティ
「f-FILTER」	<p>「DLP機能」、「ファイル判定機能」、「上長承認機能」、「アンチウイルス機能」、「ファイル閲覧権限管理機能」の5つの情報漏洩対策機能で重要情報を守り、安全な「ファイル転送」を実現するソリューション。 ファイルの転送前の多層検査により、マルウェアを含むファイルや重要情報を含むファイルを検出し、問題がある場合にはブロックを行い、ファイルの転送後には指定されたユーザーしかファイルにアクセスができず、また誰がアクセスしているかログを確認できるため第三者への漏洩対策が可能。「i-FILTER」、「m-FILTER」との連携も可能。</p> <p>[主要用途]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファイル転送及びファイル転送前後における情報漏洩対策 ・PPAP対策 ・ネットワークDLP対策
「a-FILTER」	<p>端末ログオンからクラウドサービス利用までの認証を一元管理し、シングルサインオン、多要素認証、ID同期、IDプロビジョニング、ログ管理等を提供する統合認証プラットフォーム。ワンタイムパスワード認証、プッシュ認証、クライアント証明書認証、IPアドレス制御、位置情報認証、パスキー認証等に対応し、利用者や利用環境に応じた柔軟な認証制御が可能。</p> <p>[主要用途]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シングルサインオン ・多要素認証 ・端末ログオン認証 ・不正アクセス対策 ・ID管理、ID同期、IDプロビジョニング ・認証ログ管理
「Z-FILTER」	<p>ID認証、端末制御、通信制御、クラウドサービス利用の可視化、ログ管理等を一つの管理画面で提供し、社内外からの業務システム利用やクラウドサービス利用におけるセキュリティ対策を支援するネットワークセキュリティソリューション。Webアクセス制御、リモートアクセス制御、クラウドサービス利用制御、ファイルのマルウェア対策、情報漏洩対策等に対応し、企業・組織における安全なクラウド利用及びリモートワーク環境の構築を支援。</p> <p>[主要用途]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リモートアクセス対策（脱VPN/ZTNA） ・Webアクセス制御 ・クラウドサービス利用の可視化、制御 ・情報漏洩対策 ・認証、ID管理 等

主要製品	特徴
「i-フィルター」	<p>主として、家庭、図書館、ネットカフェ等を導入対象としたフィルタリングソフト。スマートフォン、タブレット、PCからの有害サイトへのアクセスを制御し、インターネット利用による危険からユーザーを保護することが可能。</p> <p>[主要用途]</p> <ul style="list-style-type: none"> • Webフィルタリング • Web利用状況レポート • Web利用時間制限

事業の系統図は次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な 事業内容	議決権の 所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) Digital Arts America, Inc.	4675 Stevens Creek Blvd. Suite 100 Santa Clara, CA 95051, USA	24	セキュリティ 事業	100.0	当社製品の販売 業務の受託 役員の兼務
Digital Arts Asia Pacific Pte. Ltd. (注)	8 Temasek Boulevard #35-02A Suntec Tower Three Singapore 038988	258	セキュリティ 事業	100.0	当社製品の販売 業務の受託 役員の兼務
Digital Arts Europe Limited	Centrum House, 36 Station Road, Egham, Surrey TW20 9LF United Kingdom	23	セキュリティ 事業	100.0	当社製品の販売 業務の受託 役員の兼務

(注) 特定子会社に該当しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、「より便利な、より快適な、より安全なインターネットライフに貢献していく」ことを企業理念として、あらゆるヒト・モノ・コトがインターネットで繋がり、人々の生活をより豊かにする創造的・革新的な発展が可能となるインターネット社会を実現するために、ソフトウェアメーカーとして安心・安全・快適を提供してまいります。

(2) 経営戦略等

当社グループは、上述の経営理念に基づき、中期的には総合セキュリティメーカーへ成長していくことを目標に掲げ、2024年4月から2027年3月までの3ヵ年を対象とした中期経営計画をスタートさせました。多様化・高度化するセキュリティニーズに応え、トータルセキュリティの提供とブランドの更なる浸透を実現するために、3つの重点領域への取組を加速してまいります。

〈重点領域〉

- ・セキュリティ事業の成長
- ・公共市場シェア拡大
- ・新施策実行のための人材投資

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標

当社グループは、2027年3月期を最終年度とする中期経営計画を策定し、中期的には総合セキュリティメーカーへ成長していくことを目標に掲げており、その経営上の目標の達成状況を判断するため、売上高、営業利益、営業利益率を客観的な指標としております。

中期経営計画における経営指標については、以下の目標を達成できるように取り組んでまいります。

(単位：百万円)

	2025年3月期 (実績)	2026年3月期 (実績)	2027年3月期 (計画)
連結売上高	9,982	10,835	12,000
連結営業利益	4,558	4,791	5,400
連結営業利益率	45.7%	44.2%	45.0%

(4) 経営環境並びに事業上及び財務上の対処すべき課題

当社グループが属するセキュリティ業界におきましては、クラウド化やDX化の進展、AIの業務利用の広がりなどに伴い、サイバー攻撃手法が多様化・高度化しております。このため、企業、公共機関及び家庭におけるセキュリティ脅威は依然として高い水準にあり、総合的なセキュリティ対策を可能とする製品・サービスへの需要拡大が見込まれております。こうした事業環境のもと、当社グループは、経営理念である「より便利な、より快適な、より安全なインターネットライフに貢献していく」に基づき、中期的には総合セキュリティメーカーへ成長していくことを目標に掲げております。現在は、外部環境及び内部環境の変化を踏まえて策定した中期経営計画（2025年3月期～2027年3月期）を推進しております。

本中期経営計画では、3つの重点施策として「セキュリティ事業の成長」「公共市場シェア拡大」「新施策実行のための人材投資」を掲げております。中期経営計画2年目となる2026年3月期においては、セキュリティ製品市場の成長率を上回る契約高成長を達成いたしました。「セキュリティ事業の成長」では、ゼロトラストセキュリティの実現を支援する新製品の投入に加え、クロスセル・アップセル戦略を継続的に推進することで、事業拡大を図ってまいります。「公共市場シェア拡大」では、「GIGAスクール構想第2期」案件において、受注シェアの更なる拡大と既存顧客における単価向上の両立を目指してまいります。また、「新施策実行のための人材投資」では、競

争優位性のある製品を自社開発するエンジニアへの投資に加え、大企業・中堅企業向けの直販強化を担う営業人材へのインセンティブ付与や育成・採用等に対する投資を継続的に実施してまいります。これらの施策を通じて、売上高及び営業利益の拡大並びに営業利益率の更なる向上を目指してまいります。

中期経営計画（2025年3月期～2027年3月期）の最終年度である2027年3月期につきましては、足元の事業環境及び業績動向を踏まえ、計画を見直しております。当社グループは、見直し後の業績目標の達成及び次の成長ステージに向けた事業基盤の強化に向けて、以下の課題に取り組んでまいります。

① 企業向け市場の基盤構築

当社グループは、企業向け市場における成長基盤の構築を重要課題と認識しております。企業向け市場における成長の立ち上がりは、当初想定よりも緩やかに推移いたしました。販売代理店との協業体制を強化しつつ、エンドユーザーとの接点拡大を通じて、顧客ニーズや課題の迅速な把握に努め、「販売力」及び「開発力」の強化を図ってまいります。また、顧客接点を通じて得られた知見を販売代理店に共有することで、パートナーセールスの強化にも努めてまいります。

② 新しいニーズへの対応

サイバー脅威は拡大・巧妙化しており、情報セキュリティ対策の重要性は一層高まっております。また、AIの普及に伴い、従来型のセキュリティ対策のみでは十分に対応しきれない新たなリスクも顕在化しております。このような環境変化を踏まえ、当社グループでは、ネットワーク、メール、認証情報、エンドポイント等を含めた総合的なセキュリティ対策に加え、生成AIサービスの業務利用に伴う情報漏洩リスク、認証情報の不正利用、外部サービス利用状況の可視化・制御等の新たなニーズへの対応強化に取り組んでおります。これらのセキュリティニーズは、今後も中長期的に拡大するものと見込んでおります。

③ 人材の確保及び育成

当社グループは、AIの業務活用による生産性向上及び業務最適化を推進する一方で、中長期的な成長を実現するためには、優秀な人材の確保及び育成が重要な課題であると認識しております。このため、魅力的な給与水準、公正な評価制度及び充実した社員教育制度の整備に向けて継続的に人事制度を見直すとともに、新卒・中途採用活動を積極的に推進し、優秀な人材の確保及び定着に努めております。

また、社員の生産性向上と知識・スキルの習得を重点課題として位置付け、資格取得支援制度、職階別社内教育制度、外部専門家研修制度等を通じ、人材育成の強化に取り組んでまいります。

④ サステナビリティへの取組

当社グループは、企業理念に基づき、地球環境の保全と持続可能な社会の実現を重要課題として認識しております。このため、「サステナビリティ委員会」を設置し、サステナビリティ方針に基づき重要事項（マテリアリティ）を特定するとともに、それらへの取組内容を当社ホームページにて開示しております。事業活動における環境負荷の軽減と効率性向上に加え、社員一人ひとりが主体的に行動することで、気候変動問題や環境汚染等の地球環境問題への対応を推進してまいります。また、事業活動を通じて、企業や公共団体における情報資産流出による経済損失の抑制に努めるとともに、子どもたちが安心・安全にインターネットを利用できる環境及び充実したオンライン学習環境の実現に向け、各種社会貢献活動を推進してまいります。

⑤ 普及・啓発活動

当社グループは、製品及びサービスの普及拡大にあたり、インターネットを取り巻く情報セキュリティ脅威及びセキュリティ対策の重要性について、社会全体の理解を深めることが重要であると考えております。このため、当社製品の機能を活用し、マルウェア感染やホームページ改ざんの疑いがあるインターネットユーザーへ無償で通知を行うサイバーリスク情報提供サービス「Dアラート」を提供しております。加えて、開発部門の専任チームによる調査・分析結果を「Digital Arts SecurityReports」として発信し、最新のセキュリティトレンドや情報セキュリティ脅威への注意喚起を行っております。また、全国の自治体や学校からの要請に基づく講演活動を通じて、スマートフォンをはじめとするモバイル端末の利用における情報リテラシーの向上に資する情報提

供を行うとともに、フィルタリングの重要性について普及・啓発活動を推進しております。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、以下のとおりです。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) サステナビリティ全般

①サステナビリティに関する考え方

当社グループは、創業以来、社会課題の解決を標榜し、「より便利な、より快適な、より安全なインターネットライフに貢献していく」という企業理念のもと、地球環境の保全及び持続可能な社会の実現に向けて、国産セキュリティソフトウェアメーカーとして様々な取組を推進しております。

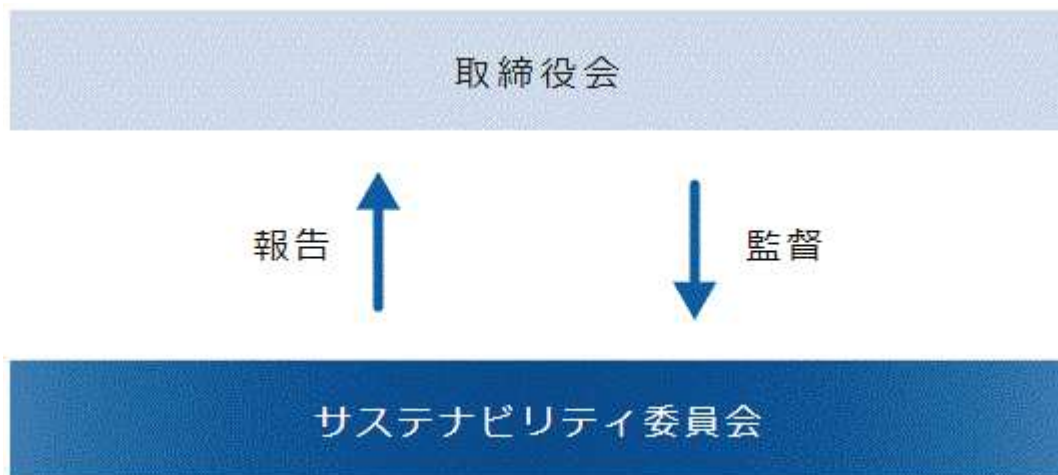
事業活動を通じて、企業及び公共団体における情報資産流出による経済損失の抑制に努めるとともに、気候変動問題や環境汚染等の地球環境問題への対応、子どもたちの安心・安全なインターネット利用及び充実したオンライン学習環境の実現に向けた社会貢献活動にも取り組んでおります。

また、当社グループは、事業活動及び社会貢献活動を通じた社会課題の解決と企業価値の向上を継続的に実現するため、2022年4月に「サステナビリティ委員会」を設置し、マテリアリティ(重要課題)を特定いたしました。当該マテリアリティを踏まえ、情報セキュリティ事業を中核とした経営計画の達成に向けた取組を推進するとともに、ステークホルダーとの対話を通じて、持続可能な社会の実現に向けたサステナビリティ経営に取り組んでおります。

②ガバナンス

当社グループは、持続可能な社会の実現に向けた取組を強化するため、2022年4月に「サステナビリティ委員会」を設置いたしました。当委員会は、代表取締役社長を委員長とし、主要各部門の責任者で構成されており、サステナビリティに関する方針、目標及び計画等の審議・決定並びに施策の推進に関する検討を行っております。取締役会は、当委員会から定期的に報告を受け、サステナビリティに関する課題への対応状況及び目標達成に向けた進捗状況を監督しております。

■サステナビリティ推進体制



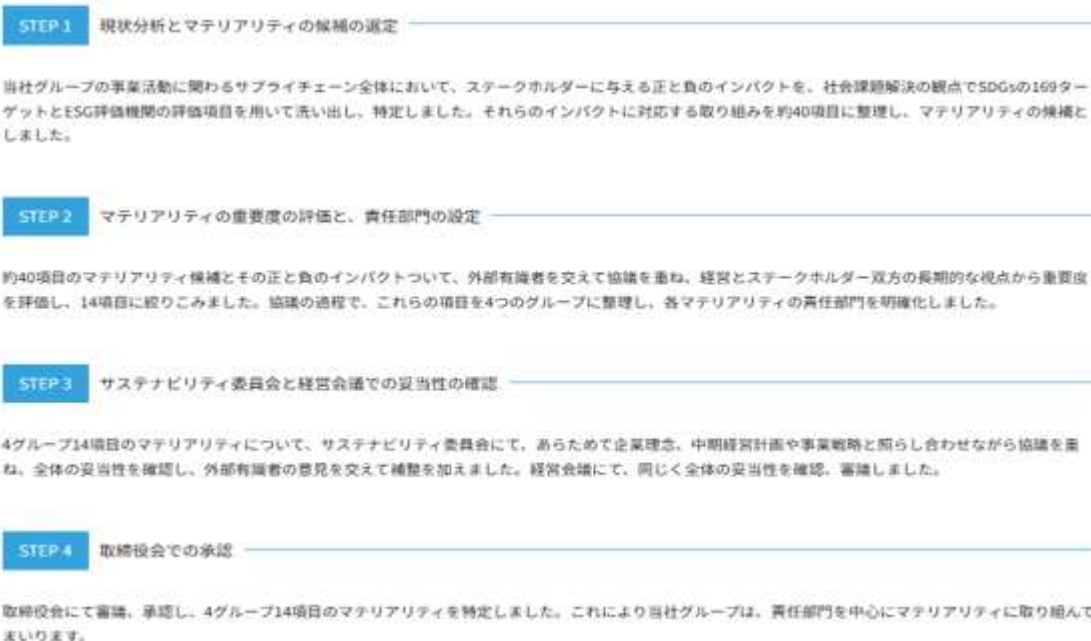
③戦略

当社グループは、事業に関連する社会課題や社会要請が多様化する中、特に重要性の高い課題へ適切に対応するため、マテリアリティ(重要課題)を特定しております。マテリアリティの特定に当たっては、当社グループの企業理念、サステナビリティに対する考え方及び経営課題等を踏まえるとともに、国際的なガイドライン等を参照し、4つのグループ及び14項目から構成されるSDGs・ESGに関するマテリアリティを特定いたしました。現在のマテリアリティは、サステナビリティ委員会での審議を経て、2023年5月開催の取締役会において承認されたものであります。なお、社会課題の多様化や外部環境の変化等を踏まえ、マテリアリティについては適宜見直しを行ってまいります。

■当社グループの4つのマテリアリティグループ

4つのマテリアリティ(重要課題)グループ	特定されたマテリアリティ	主に貢献するSDGs
A レジリエントで 信頼のある デジタル社会の実現	飛躍的な豊かさ、便利さをもたれにむけたデジタル社会の実現に向けた課題解決に挑みつつけることが当社グループの使命です。多様なステークホルダーのニーズに応じて革新的で付加価値の高い技術やサービスを継続的に提供し、さまざまな環境や状況に適応しながら持続するといったレジリエントで安全・安心なデジタル社会の実現に貢献します。	①次世代のデジタル社会を支えるサービスの開発・提供<セキュリティ> ②次世代のデジタル社会を支えるサービスの開発・提供<セキュリティ以外> ③あらゆる人の安心・安全なデジタル社会を実現するセキュリティサービスの開発・提供
B 多様な才能と 新たな価値を 生み出す職場	新しい価値を創造し続ける原動力は人材であると当社グループは考えられています。多様な人材が活躍できる職場環境の構築や優れた人材の育成を通じて、イノベーションを加速化し、お客さまを含む多様なステークホルダーが満足する製品・サービスを提供し続けます。	④人権尊重 ⑤ダイバーシティ(多様性)の推進 ⑥労働基準・労働慣行 ⑦人材育成 ⑧イノベーションの推進と知識の強化 ⑨お客さま満足向上 ⑩社会貢献
C 脱炭素社会への移行	当社グループはGHGによる気候変動を世界共通の解決すべき課題と認識しています。再生可能エネルギーの拡大、エネルギー効率の改善、資源の有効利用に取り組み、脱炭素社会への実現に貢献します。	⑦気候変動への取り組み ⑩資源効率
D ガバナンスと 情報セキュリティの 追求	ガバナンスと情報セキュリティは、当社グループの企業価値向上と持続可能性を推進するサステナビリティ経営の重要な基盤であると認識しています。コーポレート・ガバナンス体制の高度化を図るとともに、コンプライアンスとリスク管理により経営の透明性を確保し、情報セキュリティメーカーとして、社会から信頼される企業であり続けます。	⑧コーポレートガバナンス ⑨コンプライアンスとリスク管理 ⑩情報セキュリティ

■マテリアリティ特定プロセス



④リスク管理

当社グループは、サステナビリティ関連を含む事業運営上のリスクを適切に把握・管理するため、リスクマネジメント体制を整備しております。当社グループのリスク管理体制は、取締役会で定めたリスク管理規程に基づき、事業活動に伴い発生する可能性のある経営上のリスクについて、未然防止及び発生時対応を含めた統合的な管理を行うものであります。管理部門、法務部門及び経営企画部門等において、後記「3 事業等のリスク」に記載した事項を含む各種リスクの評価を行うとともに、リスクの顕在化防止及び軽減策の検討、顕在化した場合の対応策及び再発防止策の策定等を行っております。

また、サステナビリティに関連するリスク及び機会への対応状況については、サステナビリティ委員会において目標設定及び進捗確認等を実施し、その内容を経営会議及び取締役会へ報告することで、モニタリングを行っております。

⑤指標及び目標

当社グループは、マテリアリティへの取組に当たり、特に定量的なモニタリング及び開示が重要であるとする項目について、事業との関連性の高い指標 (KPI) 及び目標を設定しております。これらの指標 (KPI) 及び目標は、2025年度を最終年度とするものとして、2023年5月開催の取締役会の承認を経て設定しております。なお、2026年度以降のマテリアリティ、指標 (KPI) 及び目標については、外部環境及び内部環境の変化並びに当社グループの事業戦略等を踏まえ、適宜見直しを行ってまいります。

なお、サステナビリティに関する指標及び目標については、連結売上高の90%以上を占める提出会社を対象として記載しております。

(2) 環境への取組

当社グループは、環境への取組において、気候変動への対応をサステナビリティ経営上の重要課題の一つと位置付けております。SDGsやパリ協定に示された脱炭素社会の実現に向け、多様なステークホルダーとの対話及び協働を通じて、気候変動に係るリスクへの適切な対応と成長機会の獲得に取り組んでおります。

①ガバナンス

当社グループの気候変動への対応に関するガバナンスは、サステナビリティ全般に関するガバナンス体制に組み込まれております。サステナビリティ委員会において、気候変動への対応に関する各種施策の推進、リスク及び機会の認識・管理を実施しており、詳細については「(1) サステナビリティ全般 ②ガバナンス」に記載のとおりであります。

②戦略

当社グループは、TCFD提言において示されている気候変動に伴うリスク及び機会を踏まえ、提出会社を対象としてシナリオ分析を実施しております。シナリオ分析に当たっては、複数の温度帯シナリオを用いることが望ましいとされていることから、脱炭素社会への移行が進展する「1.5℃以下シナリオ」と、気候変動影響が拡大する「4℃シナリオ」を用いて分析を行いました。また、シナリオ分析並びに関連する指標及び目標については、2022年4月に設置した「サステナビリティ委員会」において検討を行い、2023年4月に設定しております。

■シナリオ分析のステップ

STEP	概要
STEP1 気候関連のリスク・機会を重要性・期間、を含めた識別、パラメータの設定	・気候関連リスク・機会の識別 ・リスク・機会の評価 ・リスク・機会の関連するパラメータの設定
STEP2 気候関連シナリオの設定	・STEP1の情報等を踏まえ、既存シナリオのうち、深い関連性のあるシナリオを特定 ・気候関連のシナリオの設定
STEP3 各シナリオにおける組織のビジネス、戦略及び財務インパクトの評価	・STEP3で設定した各シナリオと、STEP1で特定した気候関連リスク・機会と関連パラメータを踏まえて組織のビジネス、戦略及び財務インパクトを分析
STEP4 気候関連のリスク・機会に対する戦略のレジリエンスの評価・更なる対応策の検討	・気候関連のリスク・機会に対する戦略のレジリエンスの評価 ・更なる対応策の検討

■採用した二つのシナリオの概要

1.5℃シナリオ^{*1}

気候変動に対し厳しい対策がとられ、2100年時点において、産業革命時期比の気温上昇が1.5℃程度に抑制されるシナリオ。気候変動対応が強化され、政策規制、市場、技術、評判等における移行リスクが高まるシナリオ。

4℃シナリオ^{*2}

気候変動への厳格な対策がとられず、2100年時点において、産業革命時期比の気温が4℃程度上昇するシナリオ。自然災害の激甚化、海面上昇や異常気象の増加等の物理的リスクが高まるシナリオ。

^{*1} インパクトを試算する際のパラメーターは、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)、国際エネルギー機関(IEA)の情報を参考にRCP2.6シナリオを使用。

^{*2} インパクトを試算する際のパラメーターは、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)、国際エネルギー機関(IEA)の情報を参考にRCP8.5シナリオを使用。

■気候変動に関する主なリスクと機会

シナリオ分析の結果で抽出された気候変動に関する主なリスクと機会は以下のとおりです。

気候変動に関する主なリスクと機会

気候変動リスク / 機会の項目		世の中の変化	想定されるシナリオ	リスク	機会	発生時期
気候変動1.5℃シナリオ	政策・法規制	GHG排出量に関する環境規制強化	再生可能エネルギー切り替えの要請による移行コスト増加	△		中・長期
		炭素税、排出権取引の導入	炭素税、排出権取引の導入によるコスト増加	△		中・長期
	市場・技術	低炭素・脱炭素移行の急進	電力消費量を削減するための設備投資の増加	△		中・長期
		電力料金の高騰	石炭火力の廃止により電力需給のバランスがくずれ、電力使用コスト、データセンターの委託費用が増加	○		中・長期
	電子機器の普及に伴うサイバーリスク	脱炭素を目的とするDX、高効率の電子機器の普及により、サイバー攻撃に備えたセキュリティ需要が増加		○		中・長期
評判	取引先の環境意識の高まり	気候変動対応の取り組みが不足することによる取引の減少	○		中・長期	
気候変動4℃シナリオ	慢性	降水・気象パターンの変化 (平均気温の上昇)	主要拠点での、災害BCPの強化に伴う設備投資コストが発生	△		長期
			平均気温の上昇によりデータセンターの機能が低下	△		長期
	急性	異常気象 (台風、山火事、洪水、暴風雨)の激甚化および増加	自然災害が原因の停電により当社およびサプライヤーの事業活動が停止	○		長期
			海拔の低いところにある事業所、データセンターへの被害水害等により冷却水のコストが増加	○		長期

○：影響が大きい ○：やや大きな影響 △：影響は軽微

■ 炭素税導入による影響

気候変動リスクによる財務的影響として、政府による環境規制強化に伴う炭素税の導入が想定されます。そのため、GHG排出量が2021年度と同水準で推移した場合を前提として、「1.5℃以下シナリオ」及び「4℃シナリオ」における2030年及び2050年時点の炭素税導入による影響額を試算しております。試算に当たっては、国際エネルギー機関(IEA)及び国際再生可能エネルギー機関(IRENA)が公表する各種シナリオ並びに2022年4月時点の炭素価格(排出量取引制度、炭素税及びエネルギー課税)等を参考としております。なお、当社グループは、2024年度以降、再生可能エネルギーの導入等によりGHG排出量の削減を進めており、実際に炭素税が導入された場合の影響額は、試算値より軽減される見込みであります。

	1.5℃以下シナリオ		4℃シナリオ	
	炭素税価格 (円/t-CO2)	炭素税導入に伴うコスト増 (万円)	炭素税価格 (円/t-CO2)	炭素税導入に伴うコスト増 (万円)
2030年	約10,000円	約270万円	約2,000円	約50万円
2050年	約17,000円	約450万円	約4,000円	約110万円

※前提条件

-参照シナリオ「STEPSシナリオ(導入済みもしくは公式発表済みの政策が実施された場合のシナリオ)、IEA(2021)『World Energy Outlook 2021』」

-当社 温室効果ガス排出量(2021年度)：約258t-CO2

③リスク管理

当社グループは、サステナビリティ委員会において、環境問題に関する基本方針の策定及び気候変動に伴うリスク管理を行っております。同委員会では、気候変動が当社グループへ与える影響を把握・評価するため、シナリオ分析を通じて気候変動に関するリスク及び機会を特定しております。特定したリスク及び機会については、サステナビリティ委員会を中心とする推進体制の下で継続的に議論・審議を行い、その対応状況及び重大なリスクに関する事項について、取締役会への報告・提言を実施しております。また、必要な施策について協議するとともに、その進捗状況を定期的にモニタリングしております。

④指標及び目標

当社の2021年度におけるGHG排出量は、Scope1（事業活動による直接排出）がゼロ、Scope2（電力消費並びに蒸気及び熱使用に伴う間接排出）が257t-CO2でありました。当社は、Scope2のGHG排出量について、2025年度までに実質ゼロとする目標を設定しております。当該目標の達成に向け、2024年度より、事業活動で使用する電力について「非化石証書」を活用し、実質的に再生可能エネルギー由来電力へ切り替えました。また、電力以外のエネルギー使用に伴う蒸気及び熱由来の温室効果ガス排出についても、「J-クレジット」を活用したオフセットを実施しております。これらの取組により、当社は2024年度において温室効果ガス排出量の実質ゼロ（ネットゼロ）を達成しております。また、2025年度においても当該取組を継続しております。今後も、社内における省エネルギー及び節電を推進するとともに、再生可能エネルギーの活用及びJ-クレジット制度を積極的に活用することで、温室効果ガス排出量の実質ゼロ（ネットゼロ）の維持を通じ、脱炭素社会の実現に貢献してまいります。

なお、環境に関する指標及び目標については、連結売上高の90%以上を占める提出会社を対象として記載しております。



※ 集計期間:2018年度～2025年度

本社および各営業所を対象に消費電力および冷水・蒸気消費量を計測し、以下の係数を用いてGHG排出量を算定

・本社に対しては、電力係数 (0.000457 (t-CO2/kWh))および冷水・蒸気係数 (0.0577 (t-CO2/GJ))

・拠点对しては、令和元年度の全国平均係数 (0.000455 (t-CO2/kWh))

(3) 人的資本について

当社グループは、事業を通じた社会課題の解決を実現するため、イノベーションをけん引するリーダー及び多彩な能力を発揮する人材の育成を重要な経営課題の一つと位置付けております。そのため、グループ社員一人ひとりの能力発揮及び成長を促進することを基本方針としております。また、当社グループは、大切な価値観の一つとして「人間性の尊重」を掲げており、国籍、宗教、婚姻の有無、性別、性的指向・性自認、障がいの有無等にかかわらず、多様な人材がそれぞれの個性及び能力を最大限に発揮し、活躍できる企業を目指しております。

①ガバナンス

人的資本に関するガバナンスについては、「(1) サステナビリティ全般②ガバナンス」に記載のとおり、サステ

ナビリティ委員会を中心とした推進体制の下で、各種施策の推進及びモニタリングを実施しております。

②人材戦略

当社は、経営戦略と連動した人的資本経営を推進しており、会社のみならず従業員の持続的な成長が、中長期的な競争力向上につながるものと考えております。そのため、優れた人材の確保、人材育成及びパフォーマンスの最大化に取り組んでおります。

■人材の確保

当社は、製品の自社開発を支えるエンジニア人材、カスタマーサクセスを推進するセールス人材、並びに事業を通じて社会課題の解決をけん引するリーダー人材等の確保が重要だと認識しております。そのため、中途採用に加え、新卒採用にも継続的に取り組み、多様な人材の確保を推進しております。

■人材の育成

当社は、従業員が早期に高いパフォーマンスを発揮できるよう、職階別研修の実施及び資格取得支援制度の充実を通じてスキル向上に向けた取組を推進しております。また、教育計画の策定、個別研修の企画・実施、研修後の職場実践フォローまでを含めた育成サイクルを整備し、継続的なスキル向上を支援する環境づくりに取り組んでおります。加えて、「自己成長に取り組む人材づくり」を目的として、自己啓発活動に関する取組事例の全社共有及び表彰等を実施し、主体的なキャリア形成及びスキル習得を促進する組織風土の醸成に努めております。

③リスク管理

人的資本に関するリスク管理については、「(1) サステナビリティ全般④リスク管理」に記載のとおりであります。

④指標及び目標

人材の確保については、2026年5月7日付で見直した2027年3月期を最終年度とする中期経営計画(2025年3月期～2027年3月期)において、従業員数に関する計画を掲げております。当該計画の実現に向けては、AIの業務活用による生産性向上及び業務最適化を推進し、人員増強のみに依存しない事業運営基盤を構築した上で、事業成長に必要なエンジニア人材及び営業人材を中心とした人材の確保を進めてまいります。

また、人材育成については、整備したジョブ別スキル要件を活用し、より実践的な職階別研修及びスキル別教育の充実に取り組んでおります。これらの取組に関する指標として、総研修時間及び従業員一人当たりの研修時間等を継続的に管理しております。加えて、人材の定着及び組織力の維持・向上を図るため、離職率等の人材関連指標についても継続的に把握・分析し、人材施策の改善に活用しております。

なお、人的資本に関する指標及び目標については、連結売上高の90%以上を占める提出会社を対象として記載しております。

3 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券報告書提出日(2026年6月25日)現在において、当社グループが判断したものであります。

(a) 主要な販売代理店の販売状況や経営環境の変化が当社グループに与える影響について

当社グループの製品は大部分が販売代理店を経由しユーザーへ販売されています。従いまして、主要な販売代理店の販売状況や経営環境の変化(企業のM&Aや倒産等)によって、当社グループの売上高が大きく変動する可能性があります。また、主要な販売代理店は、当社グループの競合製品も取り扱っております。そのため、当社グループは販売代理店への働きかけにより売上高の拡大に努めておりますが、競合製品が当社グループ製品よりも先行して取り扱われる可能性があります。さらに、主要な販売代理店の販売状況や経営環境の変化(企業のM&Aや倒産等)によ

り、当社グループへの債務の支払いが停滞、またはその回収が不可能となった場合、当社グループの業績や財務状況に大きく影響を与える可能性があります。

(b) 当社グループ製品の学校及び自治体等への販売が国家予算や自治体の政策方針により影響を受けることについて
当社グループ製品の国公立学校や地方自治体等に対する売上高は、国家予算の変動や地方自治体への予算配賦状況、地方自治体における予算の消化状況等によって大きく影響を受ける可能性があります。

(c) インターネットにおける法規制、NPO法人等による無料サービスの提供、並びにオペレーティングシステムへの無償での組み込みによって受ける影響について
インターネットにおける法規制等が進み、政府やNPO法人によって当社グループの「Webセキュリティ」ソフトに類似する施策や対応が低価格あるいは無償で行われた場合、当社グループにおいて事業及び収益モデルの変更を余儀なくされる可能性があります。

(d) セキュリティ事業に特化していることによる影響について
当社グループは、Webセキュリティソフト及びメールセキュリティソフトの開発・販売等を行う「セキュリティ事業」に特化しております。今後、経済環境の悪化その他の要因により、セキュリティ市場の需要が低迷した場合等には、当社グループの業績や財務状況に大きな影響を与える可能性があります。

(e) 当社グループの売上高における四半期決算数値の変動について
当社グループの四半期における売上高は、第4四半期が他の四半期に比べ高くなる傾向にあります。これは、民間企業及び公共団体において、年度末である3月にIT製品の発注が行われることが多いためです。当社グループでは、この季節的変動を考慮した計画策定を行い、当該時期の売上の維持・拡大に努めておりますが、何らかの理由により当該時期の受注を計画通りに獲得できなかった場合や、販売代理店または顧客の都合等により発注が遅れた場合には、当社グループの業績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。また、契約時に契約額の大部分を会計上の売上として計上するタイプの製品に対し、契約金額の多くを繰延会計処理するタイプの製品の構成割合が高まる場合や、法律改正または政府主導の施策による一過性の特需が生じる場合には、四半期決算の数値が変動する可能性があります。

(f) 法規制等のリスクについて
当社グループは、企業活動に関わる各種法令の規制を受けておりますが、当社グループの事業継続に著しく重要な影響を及ぼす特有の法的規制は、本書提出日時点において存在しないと考えております。しかしながら、今後、既存法令等の改正や新たに当社グループ事業を規制する法的規制が適用されることになり、当社グループの事業展開が制約を受けたり、対応措置をとる必要が生じたりする場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(g) 将来企業、学校、家庭等においてインターネットそのものの利用機会が衰退した場合の影響について
「インターネット」は世界的にも急速に発展を遂げ、今やなくてはならない情報インフラストラクチャーであります。現在、当社グループの売上の大部分がこの「インターネット」に関連した製品やサービスによって構成されているため、今後「インターネット」そのものの衰退や当社グループ製品の該当市場となる“企業”、“学校”、“自治体”、“家庭”等において、「インターネット」そのものの利用機会が大きく減少した場合、当社グループの業績や財務状況に大きな影響を与える可能性があります。

(h) 知的財産(特許等)の保護の限界について
当社グループは、独自に開発した技術やノウハウの保全に対して、国内外にてしかるべき対策を行っておりますが、一部地域において法的制限によって当社グループの知的財産権が完全にまたは限定的にしか保護されない可能性があります。このため、他社が当社グループの技術の分析や研究を実施すること、類似する製品の提供を行うことを完全には防止できない可能性があります。さらに、当社グループは他社の知的財産権や著作権の侵害については細心の注意を払い、製品の販売やサービスの提供を行っておりますが、将来他社から知的財産権や著作権を侵害

していると見なされる可能性があります。

(i) 当社グループの技術の陳腐化や技術革新が進行し得なかった場合の影響について

当社グループでは、現在提供している製品やサービスにおける技術や品質向上と将来の新製品、新サービスの提供に向け、開発活動を行っております。しかしながら、将来的に当社グループが提供している製品やサービスの陳腐化や当社グループにおける技術革新が進行しなかった場合、当社グループが提供する製品やサービスが競合他社のそれと比較して競争力を獲得できない可能性があります。このことが将来において当社グループの業績や財務状況に大きな影響を与える可能性があります。

(j) 当社グループが提供する製品のバグや欠陥の発生による影響について

当社グループでは「Webセキュリティソフト」を中心に、多くのソフトウェア製品を開発販売しております。ソフトウェアの開発から販売までの過程において数多くの品質チェックを行い、プログラムの動作確認には万全を期しておりますが、販売時には予期し得なかったソフトウェア特有のバグ(不具合)が販売後に確認されることもあります。その場合、当社グループでは速やかに製品のアップデート(修正)プログラムを提供し対応しております。しかしながら、こうしたバグによりサービスの提供ができなくなる場合、バグの解決に非常に長期間を要した場合、またはバグの解決に至らなかった場合は、製品の売上の減少や返品だけでなく、当社グループへの信頼が低下するおそれがあり、当社グループの業績や財務状況に大きな影響を与える可能性があります。

(k) 当社グループが所有する基幹システム(サーバー)等のトラブルによる影響について

当社グループの主要なサービスの大部分は、当社グループが管理するサーバーよりURL情報やマルウェアを検知するためのアンチウイルス情報等を提供する形態としております。当社グループではこれらのサーバーを最重要基幹システムとして位置付け、サーバーの二重化やデータのバックアップ取得による保全策等を実行し、サービスの安定的な提供に努めております。しかしながら、サーバーはハードウェアであり予期せぬ動作の停止や誤作動及び重要データ(当社グループサービスの核となるURLデータベース、顧客情報、技術情報等)の喪失等が発生し、サービスの提供を行うことができなくなる可能性があります。

また、サーバーを保管している施設の事業の停止によるサービスの停止、当社グループが利用するインターネットサービスプロバイダ、回線提供事業者及びその他のクラウドサービスにおけるトラブル発生、第三者によるランサムウェア攻撃やシステムの脆弱性を利用するゼロデイ攻撃等のサイバー攻撃、社内システムへの不正な侵入行為、不正アクセスによる重要データの盗難による情報の流出等の情報セキュリティ事故によって、当社グループがサービスの提供の中断を余儀なくされる可能性もあります。当社グループではプライバシーマークの取得に加え、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の要求事項に準拠した体制を整えておりますが、万が一、これらの事象によりサービスの提供が停止した場合、当社グループへの信頼が低下するおそれがあり、当社グループの業績や財務状況に大きな影響を与える可能性があります。

(l) 主要な経営陣への依存と、優秀な人材の確保及び育成について

当社グループの運営は、代表取締役社長である道具登志夫をはじめとする主要な経営陣に大きく依存しております。将来これらの経営陣において、病気やけがによる長期休暇、退職、死亡等の事態が発生した場合、当社グループの業績や財務状況に大きな影響を与える可能性があります。これに対し、当社グループでは将来の持続的な成長に向けて、次世代を担う後継者の育成や、各部門における自律的な判断力の向上による強固な組織体制の構築を進めております。また、当社グループの事業の中核であるセキュリティ市場では、「ゼロトラストセキュリティ」をはじめとする新しいセキュリティ対策が次々と生まれています。これらの環境下で、ビジネスを確立・拡大していくためには、優れた専門性を有した人材の必要性がますます高まっています。一方、同業他社を含む各社の採用意欲の高まりや、少子高齢化に伴う労働人口の減少などにより、年々、人材の確保に関する難易度が高まっています。これに対して当社グループでは、年間約30名の新卒採用に加え、中途採用においてもソフトウェアの開発力強化に向けたITエンジニアをはじめ、必要な人材の積極採用を進めるとともに、新卒・中途採用に関わらず入社時からの体系的な人材育成や、人事理念に基づく評価、昇進・昇格、賃金制度等により、社員の能力・意欲を高める取組を行っています。また、各人の適性に応じた職務の割当てにより、社員一人ひとりの豊富な経験や能力を十分に発揮できる環境の整備に努めています。しかし、雇用環境の変化などにより、当社グループが求める人材の確保や

その定着・育成が計画通りに進まなかった場合には、当社グループの将来の成長に影響を及ぼす可能性があります。

(m) 企業の合併と買収、営業権の譲渡や獲得等による影響について

当社グループは東京証券取引所プライム市場への公開企業であり、代表取締役社長である道具登志夫が2026年3月31日現在の発行済株式14,133,000株(自己株式含む)のうち2,257,999株(保有する株式の割合 約16.0%、役員持株会保有分を含む)を保有し筆頭株主となっております。しかしながら、公開企業にとって企業の買収と合併の可能性は否定できず、将来当社グループにおいても企業全体または事業の一部や営業権について、買収、合併及び譲渡される可能性があり、このような場合、当社グループの業績や財務状況に大きな影響を与える可能性があります。

また、当社グループが企業買収、合併及び営業権の獲得を行った場合も同様の影響が発生する可能性があります。

(n) 天災、災害、テロ活動、戦争、感染症の流行等の発生や停電による影響について

地震や天災といった災害、国内外におけるテロ活動、戦争の発生、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等に代表される感染症の流行等の予期せぬ事態により、当社グループの業績や事業活動が影響を受ける可能性があります。また、全国的、地域的な停電や入居しているビルの事情によって電力供給が十分得られなかった場合、当社グループの事業活動とサービスの提供が停止し、当社グループの業績や財務状況に大きな影響を与える可能性があります。

(o) 外国為替に係る影響について

当社グループは、クラウドサービスの提供基盤の一部に外資企業が提供するサーバーを利用しているため、米ドル円為替レートの変動による影響を受けます。具体的には、米ドルに対して円安が進行した場合には、当社グループの業績にマイナスの影響(コストの増加)を及ぼす可能性があります。

(p) 情報管理に係る影響について

昨今のサイバー攻撃の高度化や、ITを活用したビジネス詐欺の巧妙化などに対応するため、当社グループでは、ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)体制を構築し、当社グループ及び当社グループサプライチェーン全体での情報管理強化対策、サイバー攻撃を早期に発見し排除するセキュリティシステムの活用、社内研修による従業員の知識習得と意識向上、インシデント対応計画整備に加え、その有用性を継続的に維持・改善していくための取組を実施しております。しかし、当社グループが事業活動を通じて創出した情報、顧客・サプライヤー又はその他団体及び個人(従業員含む)からお預かりした情報などが、第三者の不正アクセスによる情報漏洩、改ざん、破壊行為、あるいは従業員(役職員や委託先の関係者を含みます。)の故意または過失による情報漏洩等により、当社グループの情報システムやそれに依存する業務が停止するリスクがあります。加えて、クラウドシステムの活用推進は、事業活動のDX化を促し大きな利便性が得られる反面、当社グループが直接管理できないリスクの増大にも繋がっています。また、従業員の働き方やビジネス環境の変化は、当社グループの情報管理における脅威の変化をもたらしこれまでの取組を陳腐化させ、新しいリスクを生む可能性があります。このようなリスクが具現化した場合、当社グループの事業、業績及び財務状況に対して、重要な業務の中断による生産及び出荷の停止、顧客やその関係者の機密情報漏洩に起因する損害賠償請求などの短期的な影響、企業戦略や新技術の漏洩による競争力低下、並びに当社グループの企業イメージ毀損による販売機会損失など、中・長期的な影響が生じる可能性があります。

(q) 繰延税金資産に係る影響について

当連結会計年度末において、繰延税金資産を約1億円計上しています。当社グループは将来の収益力に基づく課税所得を見積り、繰延税金資産の回収可能性を判断しています。将来課税所得の見積りは、事業計画及びグループ会社間の取引価格を基礎としています。事業計画は、主に、各事業の主要顧客への販売数量及び販売価格、予測されている営業利益率、売上規模に応じた固定費の見積り及び想定為替レートを前提に策定しています。当社グループは、経営環境の変化に応じて事業計画を見直し経営成績の維持を図るとともに必要な税務戦略を考慮しています。しかし、将来において事業計画の主要な仮定が変化した場合、繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度（2025年4月1日～2026年3月31日）におけるセキュリティ業界では、ランサムウェア攻撃や標的型攻撃、フィッシング詐欺に加え、情報窃取型マルウェアにより窃取された認証情報・認可情報を起点とする不正アクセスなど、攻撃手法の巧妙化・多様化が一段と進行しました。さらに、生成AIの急速な普及に伴い、AIを悪用した攻撃や、AI利用に起因する情報漏洩リスクへの対応も重要課題として認識されるようになっております。このような環境下において、企業・官公庁・教育機関・家庭など、ICT機器を業務・学習・生活のあらゆる場面で活用する社会全体でセキュリティ意識が一段と高まり、対策製品・サービスへの需要は継続的に拡大しました。今後も、サイバーセキュリティ政策の強化、DXの進展、クラウド利用の拡大を背景に、この流れは中長期的に継続するものと見込んでおります。

当社グループは、中期経営計画（2025年3月期～2027年3月期）に基づき、「セキュリティ事業の成長」「公共市場シェア拡大」「新施策実行のための人材投資」の3領域を重点テーマとして、各種施策を推進してまいりました。当連結会計年度は、当該中期経営計画の2年目として、既存主力製品の伸長に加え、次世代製品の市場定着、公共・教育分野におけるシェア拡大、ならびに今後の成長に向けた開発・営業体制の強化に取り組みました。

企業向け市場においては、「i-FILTER」が、クラウド型のWebアクセスセキュリティ対策ニーズを着実に取り込み、堅調に推移しました。また、「m-FILTER」は、偽装メールならびに添付ファイルやURLを悪用した脅威への対策ニーズを捉え、他製品やオプション製品との組み合わせによる提案を強化したことで、高い成長を継続しました。加えて、新製品「Z-FILTER」については、2025年11月の正式販売開始以降、順調に案件の積み上げが進み、当社が強みとする「ホワイト運用」の価値をゼロトラストセキュリティ領域へ拡張する製品として、今後の成長ドライバー育成に向けた成果が得られました。

公共向け市場においては、「GIGAスクール構想 第2期」案件への対応を重点施策として、継続的な製品機能強化と個別案件管理の徹底により、契約獲得を推進し、「GIGAスクール構想 第1期」と比較して、高い獲得率と案件単価向上の両立を実現しました。「i-FILTER」は、「GIGAスクール構想 第2期」で求められる利用状況の可視化機能等への対応を進め、教育現場のニーズに即した製品価値の向上を図ったことで、競争優位性をさらに高めました。一方、当該案件はクラウドサービス系製品を中心とした受注構成であるため、契約高は大きく伸長したものの、収益認識の影響により、当連結会計年度における売上高の伸びは限定的となりました。また、当該案件の契約高が大幅に伸長したことに伴い、現預金及び前受金が増加し、総資産が拡大した結果、自己資本比率は低下しております。

さらに、当社が提唱する「ホワイト運用」は、2026年3月末時点で約1,500万人規模のユーザー基盤へ拡大しており、安全な通信や挙動のみを許可する独自モデルへの評価が、企業・官公庁・教育機関を中心に広がっております。今後は、当該独自モデルの適用領域を家庭向け市場にも拡大し、安全なインターネット利用環境の実現を目指してまいります。

費用面では、中期経営計画の方針に沿った人材投資を実施したことにより、売上原価、販売費及び一般管理費は前期比で増加しました。一方で、AIの業務活用を含む業務高度化・効率化を通じて、生産性向上とコストコントロールを進め、成長投資と収益性の両立に努めました。その結果、増収効果に加え、適切な費用管理を実現したことで、各利益は堅調に推移しました。

以上の結果、当連結会計年度の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

a. 財政状態

(資産)

当連結会計年度末の資産合計は、前連結会計年度末に比べて5,237百万円増加し、27,865百万円となりました。

た。これは主として、現金及び預金が5,131百万円増加したことによるものであります。

(負債)

当連結会計年度末の負債合計は、前連結会計年度末に比べて4,148百万円増加し、9,410百万円となりました。これは主として、前受金が3,717百万円、未払法人税等が424百万円それぞれ増加したことによるものであります。

(純資産)

当連結会計年度末の純資産合計は、前連結会計年度末に比べて1,088百万円増加し、18,454百万円となりました。これは主として、親会社株主に帰属する当期純利益の計上による利益剰余金の増加が、配当金の支払い及び自己株式の取得による減少を上回ったことによるものであります。

b. 経営成績

当連結会計年度における契約高は16,604百万円(前期比57.1%増)、売上高は10,835百万円(同8.5%増)、営業利益は4,791百万円(同5.1%増)、経常利益は4,840百万円(同6.1%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は3,427百万円(同7.7%増)となりました。

連結経営成績の概況

(単位：百万円)

	2025年3月期	2026年3月期	増減額	増減率 (%)
契約高	10,570	16,604	+6,033	+57.1
売上高	9,982	10,835	+852	+8.5
営業利益	4,558	4,791	+232	+5.1
経常利益	4,562	4,840	+278	+6.1
親会社株主に帰属する当期純利益	3,183	3,427	+244	+7.7

各市場の業績は次のとおりです。

企業向け市場

企業向け市場では、「i-FILTER」が、クラウド型のWebアクセスセキュリティ対策ニーズを着実に取り込み、「AIチャットフィルター」などの機能を通じて、生成AI利用状況の可視化と安全な運用管理を両立する製品として競争力を高め、堅調に推移しました。

「m-FILTER」は、表示名や送信元の偽装を伴う攻撃メール、ならびに添付ファイルやURLを悪用した脅威への対策ニーズを捉え、「f-FILTER」や「Anti-Virus & Sandbox」との組み合わせによる提案を強化したことで、高い成長を継続しました。

また、新製品「Z-FILTER」を当初計画どおり2025年11月4日に販売開始しました。「Z-FILTER」は、「ホワイト運用」を中核に、認証からアクセス制御までを同一基盤で提供する国産のゼロトラストセキュリティソリューションです。販売開始以降、順調に案件の積み上げが進んでおり、次期における収益化を見込める状況となっております。今後は、顧客環境への適合性向上及び顧客運用負荷のさらなる軽減に向けた機能強化を継続するとともに、販売代理店との協業を加速し、中長期的な収益基盤の柱として確立していく方針です。

以上の結果、企業向け市場の契約高は5,564百万円(前期比10.9%増)、売上高は5,176百万円(同8.2%増)となりました。

公共向け市場

公共向け市場では、重点施策である「GIGAスクール構想 第2期」案件において、継続的な製品機能強化と個別案件管理の徹底により、「GIGAスクール構想 第1期」と比較して、高い獲得率と案件単価向上の両立を実現しまし

た。加えて、「i-FILTER@Cloud GIGAスクール版」では、デジタル教科書の利用状況可視化機能および見守りログのダッシュボード機能を新たに搭載するとともに、ISMAP（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（Information system Security Management and Assessment Program）登録を取得し、教育・公共分野における競争力強化を進めました。さらに、「GIGAスクール構想」案件で培った知見を生かし、教育分野における新たな取組として、児童向けWeb学習システム「D教室」の提供を開始するなど、教育領域への展開を進めました。

また、「次世代校務DX」案件においても、「GIGAスクール構想」で築いた顧客基盤を活用した営業活動が奏功し、事業は堅調に拡大しました。これらの結果、「i-FILTER」の契約高は、前期比147.2%増と大幅な増収となりました。

なお、「GIGAスクール構想 第2期」案件は、クラウドサービス系製品を中心とした受注構成となっているため、会計基準上の収益認識の影響を受け、契約高が前述のとおり大幅に成長した一方で、当連結会計年度における売上高の伸びは二桁成長にとどまりました。※

しかしながら、クラウドサービス系製品の受注残高の積み上がりは、収益モデルが「一時的なライセンス売上」から「継続的なサービス収益」へ着実に移行していることを示しており、次期以降の安定的かつ持続的な成長につながるものと見込んでおります。

以上の結果、公共向け市場の契約高は10,639百万円(前期比106.7%増)、売上高は5,256百万円(同9.8%増)となりました。

※オンプレミス型のライセンス販売系製品については、出荷時に契約金額の大部分を一括で売上計上しております。一方、「GIGAスクール構想」や「次世代校務DX」案件で受注の多いクラウドサービス系製品は、サービス提供期間に応じて月次で按分し、段階的に売上高を計上する会計基準となっております。

家庭向け市場

家庭向け市場では、MVNO商流の拡大および複数年パッケージ製品の販促強化により、新規案件の獲得が進みました。

一方、今後の家庭向け市場における収益の柱となる「ホワイト運用」機能を搭載した個人向け総合セキュリティ製品「i-フィルター 10」については、従来の子ども世代向け市場に加え、大人世代向け市場への展開を目的として、既存販売代理店やPCメーカーとの協業、新規販売代理店の開拓などを通じて販路拡大を進めましたが、当連結会計年度における収益化には至りませんでした。

以上の結果、家庭向け市場の契約高は400百万円(前期比1.9%減)、売上高は402百万円(同1.8%減)となりました。

当連結会計年度(2025年4月1日～2026年3月31日)の契約高

	企業向け市場	公共向け市場	家庭向け市場	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
2026年3月期	5,564	10,639	400	16,604
2025年3月期	5,016	5,146	408	10,570

(百万円未満切捨)

当連結会計年度(2025年4月1日～2026年3月31日)の売上高

	企業向け市場	公共向け市場	家庭向け市場	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
2026年3月期	5,176	5,256	402	10,835
2025年3月期	4,783	4,788	409	9,982

(百万円未満切捨)

② キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べて、5,131百万円増加し、23,083百万円

となりました。各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益4,840百万円の計上及び売上債権の減少等により、8,381百万円の収入(前連結会計年度は2,817百万円の収入)となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、無形固定資産の取得等により、1,161百万円の支出(前連結会計年度は1,107百万円の支出)となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払及び自己株式の取得等により、2,095百万円の支出(前連結会計年度は2,096百万円の支出)となりました。

③ 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	前年同期比(%)
企業向け市場 (百万円)	4,576	107.2
公共向け市場 (百万円)	5,222	110.4
家庭向け市場 (百万円)	401	97.3
合 計 (百万円)	10,200	108.4

(注) 1 金額は販売価格によっております。

2 当社グループは、セキュリティ事業のみの単一セグメントであるため、セグメントに係る記載は省略しております。

b. 受注実績

当社グループは受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

c. 販売実績

	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	前年同期比(%)
企業向け市場 (百万円)	5,176	108.2
公共向け市場 (百万円)	5,256	109.8
家庭向け市場 (百万円)	402	98.2
合 計 (百万円)	10,835	108.5

(注) 1 輸出販売高はありません。

2 当社グループは、セキュリティ事業のみの単一セグメントであるため、セグメントに係る記載は省略しております。

3 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
ダイワボウ情報システム株式会社	3,074	30.8	3,618	33.4
SB C&S株式会社	1,887	18.9	1,942	17.9

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

① 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づいて作成されております。この連結財務諸表の作成に当たっては、当連結会計年度末における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与えるような見積り、予測を必要としております。当社グループは、過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、継続的に見積り、予測を行っております。そのため実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

② 当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの当連結会計年度の経営成績等は以下のとおりであります。

a. 経営成績等の状況

(売上高)

当連結会計年度の売上高は10,835百万円となり、前連結会計年度と比較し852百万円増加(前期比8.5%増)となりました。

これは主に、企業向け市場において、「i-FILTER」がクラウド型のWebアクセスセキュリティ対策ニーズを取り込み堅調に推移したことに加え、「m-FILTER」が偽装メールや添付ファイル、URLを悪用した脅威への対策ニーズを捉え、関連製品との組み合わせ提案を強化したことによるものであります。また、公共向け市場においては、「GIGAスクール構想 第2期」案件への対応や「次世代校務DX」案件の拡大が寄与しました。なお、「GIGAスクール構想 第2期」案件は、クラウドサービス系製品を中心とした受注構成となっているため、契約高の増加に対して、当連結会計年度における売上高への反映は一部にとどまりました。

(売上原価、売上総利益)

当連結会計年度の売上原価は3,334百万円となり、前連結会計年度と比較し386百万円の増加(前期比13.1%増)となりました。また、売上総利益は7,500百万円となり、前連結会計年度と比較し466百万円増加(前期比6.6%増)となりました。

当連結会計年度は、中期経営計画の方針に沿った開発人材への投資強化に伴う労務費の増加、クラウドサービス系製品の利用者数増加に伴う通信費の増加、減価償却費の増加等により売上原価は増加いたしました。企業向け市場及び公共向け市場における売上高の増加により、売上総利益は増加いたしました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は2,708百万円となり、前連結会計年度と比較し234百万円の増加(前期比9.5%増)となりました。また、営業利益は4,791百万円となり、前連結会計年度と比較し232百万円の増加(前期比5.1%増)となりました。

当連結会計年度は、人材投資の強化に伴う人件費の増加等により販売費及び一般管理費は増加したものの、売上高の増加に加え、AIの業務活用を含む業務の高度化・効率化を推進し、計画に対して適切なコスト構造を実現したことにより、営業利益は増加いたしました。

(経常利益)

当連結会計年度は、受取利息36百万円等を営業外収益に計上したことにより、経常利益は4,840百万円(前期比6.1%増)となりました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は、3,427百万円(前期比7.7%増)となりました。

b. 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標についての分析

当連結会計年度における客観的な指標は以下のとおりであります。

契約高成長率と売上高成長率が乖離する理由は、主に従来からの主要製品であるライセンス販売系製品は出荷時に契約高の大部分を一括で売上計上するのに対し、クラウドサービス系製品は、サービス提供期間を通じて月額按分で売上計上するためであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
契約高成長率 (%)	△2.5	57.1
売上高成長率 (%)	△13.3	8.5
営業利益率 (%)	45.7	44.2
自己資本当期純利益率 (ROE) (%)	19.1	19.2

c. 資本の財源及び資金の流動性についての分析

資本政策につきましては、企業価値の持続的な向上を目指し、成長分野に対して迅速に投資可能な水準の内部留保の充実と株主の皆様への利益還元を総合的に勘案し、実施していくことを基本方針としております。

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は23,083百万円となっているのに対して、有利子負債残高はございません。

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、高付加価値なソリューションを提供するために必要な優秀人材の確保と育成に関する人件費等であります。内部留保については人材の確保と育成に対して優先的に充当し、既存事業の安定的・継続的な成長を持続するとともに、新しいニーズの発掘に積極的に取り組んでまいります。

d. 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社グループの研究開発活動は、開発本部で実施しており、当社製品のユーザビリティ向上のための調査、比較、分析を行い、現製品の改良に向けた検討を図っております。また次期事業のための製品及びサービス提供に向けた技術調査、研究、開発を行い、製品化に向けた活動を実施しております。

なお、当連結会計年度における研究開発費の総額は、2百万円となっております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度は94百万円の設備投資を実施いたしました。その内容は、主に什器備品であります。
また、無形固定資産への投資は主にソフトウェア開発のために、1,115百万円の投資を実施いたしました。

2 【主要な設備の状況】

セグメント情報を記載していないため、当社の主要な設備を示すと次のとおりであります。

提出会社

(2026年3月31日現在)

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (名)	
		建物		車両 運搬具 (百万円)	器具 及び備品 (百万円)	土地			合計 (百万円)
		面積 (㎡)	金額 (百万円)			面積 (㎡)	金額 (百万円)		
本社 (東京都千代田区)	管理・開発・ 営業設備	1,626.42 (1,626.42)	33	6	126	-	-	165	247(46)
保養所 (静岡県熱海市)	保養施設	71.85	62	-	0	27.60	26	88	-

(注) 1 建物の欄の()内の数字は、内書きで賃借中のものです。

2 従業員数欄の(外書)は、臨時雇用者(派遣スタッフ等)の年間平均雇用人数であります。

3 その他の事業所として北海道営業所(従業員1名)、東北営業所(同1名)、中部営業所(同9名)、関西営業所(同14名)、中四国営業所(同4名)、九州営業所(同3名)があります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

特記すべき事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

特記すべき事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	45,036,000
計	45,036,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2026年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2026年6月25日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	14,133,000	14,133,000	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数 100株
計	14,133,000	14,133,000	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2026年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

i) 2015年11月12日取締役会決議（第8回新株予約権）

	事業年度末現在 (2026年3月31日)	提出日の前月末現在 (2026年5月31日)
付与対象者の区分及び人数	取締役（4名）、従業員（151名）	
新株予約権の数	1,518個	1,518個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	151,800株	151,800株
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき 2,034円	同左
新株予約権の行使期間	自 2017年7月1日 至 2027年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,036円 資本組入額 1,018円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1 本新株予約権は、新株予約権1個につき200円で有償発行しております。

2 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、2017年3月期、2018年3月期及び2019年3月期の3事業年度のうち、いずれかの事業年度において当社の営業利益が下記 (a) から (c) に掲げる水準を満たしている場合に限り、各新

株予約権者に割当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として行使することができる。

- (a) 営業利益が15億円を超過した場合 行使可能割合：20%
- (b) 営業利益が20億円を超過した場合 行使可能割合：50%
- (c) 営業利益が25億円を超過した場合 行使可能割合：100%

なお、上記における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役及び従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなる時は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- 3 付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

- 4 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前日である2015年11月11日の東京証券取引所における当社株式の普通取引終値である金2,034円とする。

- (1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

- (2) 当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (3) 本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、次のとおり決定する。

割当日後、当社が当社普通株式につき、組織再編行為を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

別途定めた新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、別途定めた新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次のとおり決定する。

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

ii) 2016年11月10日取締役会決議（第9回新株予約権）

	事業年度末現在 (2026年3月31日)	提出日の前月末現在 (2026年5月31日)
付与対象者の区分及び人数	取締役（3名）、従業員（96名）	
新株予約権の数	3,002個	3,002個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	300,200株	300,200株
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき 2,639円	同左
新株予約権の行使期間	自 2018年7月1日 至 2028年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,663円 資本組入額 1,332円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1 本新株予約権は、新株予約権1個につき2,400円で有償発行しております。

2 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、2018年3月期、2019年3月期及び2020年3月期の3事業年度のうち、いずれかの事業年度において当社の営業利益が下記(a)から(c)に掲げる水準を満たしている場合に限り、各新株予約権者に割当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として行使することができる。

(a) 営業利益が20億円を超過した場合 行使可能割合：20%

(b) 営業利益が25億円を超過した場合 行使可能割合：50%

(c) 営業利益が28億円を超過した場合 行使可能割合：100%

なお、上記における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

(2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役及び従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなる時は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

3 付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

- 4 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前日である2016年11月9日の東京証券取引所における当社株式の普通取引終値である金2,639円とする。

- (1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

- (2) 当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (3) 本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、次のとおり決定する。

割当日後、当社が当社普通株式につき、組織再編行為を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間

別途定めた新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、別途定めた新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次のとおり決定する。
- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

iii) 2021年8月30日取締役会決議（第11回新株予約権）

	事業年度末現在 (2026年3月31日)	提出日の前月末現在 (2026年5月31日)
付与対象者の区分及び人数	従業員（16名）	
新株予約権の数	460個	420個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	46,000株	42,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき 8,310円	同左
新株予約権の行使期間	自 2036年7月1日 至 2038年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 15,071円 資本組入額 7,536円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1 本新株予約権は、新株予約権1個につき2,000円で有償発行しております。

2 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2022年3月期から2036年3月期までのいずれかの期における当社の営業利益が14,736百万円を超過した場合、2036年7月1日から2038年6月30日までの期間に限り本新株予約権を行使することができる。また、営業利益については、当社有価証券報告書に記載された単体の損益計算書における営業利益とし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による権利行使は認めない。

(4) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

- 3 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり100株とする。

ただし、本新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、本新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

- 4 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により発行又は移転される株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、8,310円とする。当該行使価額は2021年8月27日の東京証券取引所における当社普通株式の終値と同額である。

なお、本新株予約権の割当日後に以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- (1) 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡しの場合、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

- (3) 当社が合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

- 5 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、以下に準じて決定する。
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり100株とする。ただし、本新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、本新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率
また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。
なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記4で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
2036年7月1日から2038年6月30日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
① 新株予約権者が権利行使をする前に、前記2の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
② 当社は、以下イ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

iv) 2021年8月30日取締役会決議（第12回新株予約権）

	事業年度末現在 (2026年3月31日)	提出日の前月末現在 (2026年5月31日)
付与対象者の区分及び人数	従業員（55名）	
新株予約権の数	575個	575個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	57,500株	57,500株
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき 8,310円	同左
新株予約権の行使期間	自 2041年7月1日 至 2043年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 15,792円 資本組入額 7,896円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1 本新株予約権は、新株予約権1個につき2,700円で有償発行しております。

2 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2022年3月期から2041年3月期までのいずれかの期における当社の営業利益が20,630百万円を超過した場合、2041年7月1日から2043年6月30日までの期間に限り本新株予約権を行使することができる。また、営業利益については、当社有価証券報告書に記載された単体の損益計算書における営業利益とし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役に定めるものとする。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による権利行使は認めない。
- (4) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

3 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり100株とする。

ただし、本新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、本新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

4 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により発行又は移転される株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、8,310円とする。当該行使価額は2021年8月27日の東京証券取引所における当社普通株式の終値と同額である。

なお、本新株予約権の割当日後に以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- (1) 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡しの場合、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

- (3) 当社が合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- 5 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、以下に準じて決定する。

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり100株とする。ただし、本新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、本新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記4で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
2041年7月1日から2043年6月30日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、前記2の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、以下イ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

iv) 2024年12月10日取締役会決議（第13回新株予約権）

	事業年度末現在 (2026年3月31日)	提出日の前月末現在 (2026年5月31日)
付与対象者の区分及び人数	従業員（4名）	
新株予約権の数	32個	24個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	3,200株	2,400株
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき 1円	同左
新株予約権の行使期間	自 2025年12月25日 至 2030年12月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 5,738円 資本組入額 2,869円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による権利行使は認めない。
- (3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

2 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

- 3 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- 4 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿

って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、以下に準じて決定する。

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり100株とする。ただし、本新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、本新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記4で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

2025年12月25日から2030年12月24日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

① 新株予約権者が権利行使をする前に、前記2の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社は、以下イ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2013年4月1日 (注)	13,991,670	14,133,000	—	713	—	700

(注) 2013年2月28日開催の取締役会決議により、2013年4月1日付で普通株式1株に対し100株の割合で株式分割を行っております。この株式分割により、株式数は13,991,670株増加し、発行済株式総数は14,133,000株となっております。

(5) 【所有者別状況】

2026年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	24	33	55	169	17	5,101	5,399	—
所有株式数 (単元)	-	32,039	3,256	11,113	42,287	24	52,406	141,125	20,500
所有株式数 の割合(%)	-	22.70	2.31	7.87	29.96	0.02	37.14	100.00	—

(注) 自己株式689,215株は、「個人その他」に6,892単元及び「単元未満株式の状況」に15株を含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2026年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
道具 登志夫	東京都港区	2,257,999	16.80
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8番1号	1,794,800	13.35
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	1,082,100	8.05
DAM株式会社	東京都港区三田1丁目4-58	710,000	5.28
BNYMSANV RE BNYMSANVDUB RE LEGAL (AND) GENERAL UCITS ETF PLC (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	70 SIR JOHN ROGERSON'S QUAY DUBLIN 2 IRELAND (東京都千代田区丸の内1丁目4番5号)	708,102	5.27
BNP PARIBAS LUXEMBOURG/2S/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS (常任代理人 香港上海銀行東京支店セキュリティーズ・サービス・オペレーションズ)	33 RUE DE GASPERICH, L-5826 HOWALD-HESPERANGE, LUXEMBOURG (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	390,000	2.90
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NEW YORK 10286, U. S. A. (東京都千代田区丸の内1丁目4番5号)	340,205	2.53
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10286, U. S. A. (東京都港区港南2丁目15-1)	248,400	1.85
THE CHASE MANHATTAN BANK, N. A. LONDONSECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都港区港南2丁目15-1)	225,100	1.67
光通信KK投資事業有限責任組合	東京都豊島区西池袋1丁目4-10	189,700	1.41
計	—	7,946,406	59.11

- (注) 1 道具登志夫氏の所有株式数には、デジタルアーツ株式会社役員持株会における同氏の持分を含めておりません。
- 2 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の信託業務の株式数については、当社として把握することができないため記載しておりません。
- 3 株式会社日本カストディ銀行(信託口)の信託業務の株式数については、当社として把握することができないため記載しておりません。
- 4 上記の他、自己株式689,215株を所有しております。

- 5 2026年3月31日現在において所有株式数を確認できない大量保有報告書(変更報告書)の内容は次のとおりであります。

(1) 2025年6月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、みずほ証券株式会社及びその共同保有者が2025年5月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2026年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。

なお、当該大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目5番1号	9,755	0.07
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	912,800	6.46
計	—	922,555	6.53

(2) 2025年9月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びその共同保有者が2025年9月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2026年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。

なお、当該大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝公園一丁目1番1号	436,400	3.09
アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	374,600	2.65
計	—	811,000	5.74

(3) 2026年1月9日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、アセットマネジメントOne株式会社が2025年12月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2026年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。

なお、当該大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	665,400	4.71
計	—	665,400	4.71

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 689,200	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 13,423,300	134,233	—

単元未満株式	普通株式 20,500	—	—
発行済株式総数	14,133,000	—	—
総株主の議決権	—	134,233	—

② 【自己株式等】

2026年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
デジタルアーツ株式会社	東京都千代田区大手町 一丁目5番1号	689,200	—	689,200	4.88
計	—	689,200	—	689,200	4.88

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2025年2月10日)での決議状況 (取得期間 2025年2月12日～2025年5月12日)	90,000	500,000,000
当事業年度前における取得自己株式	38,900	243,925,000
当事業年度における取得自己株式	38,200	255,779,000
残存授権株式の総数及び価額の総額	12,900	296,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	14.3	0.0
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	14.3	0.0

(注) 1 自己株式の取得方法は、東京証券取引所における市場買付であります。

2 当該決議における自己株式の取得は、2025年5月12日をもって終了しております。

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2025年8月1日)での決議状況 (取得期間 2025年8月5日～2025年11月5日)	63,000	500,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	63,000	482,553,000
残存授権株式の総数及び価額の総額	—	17,447,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—	0.0
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	—	0.0

(注) 1 自己株式の取得方法は、東京証券取引所における市場買付であります。

2 当該決議における自己株式の取得は、2025年11月5日をもって終了しております。

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2025年10月31日)での決議状況 (取得期間 2025年11月6日～2026年2月6日)	60,000	500,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	60,000	395,069,000
残存授権株式の総数及び価額の総額	—	104,931,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—	21.0
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	—	21.0

(注) 1 自己株式の取得方法は、東京証券取引所における市場買付であります。

2 当該決議における自己株式の取得は、2026年1月22日をもって終了しております。

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2026年5月11日)での決議状況 (取得期間 2026年5月15日～2026年8月17日)	166,000	1,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	—	—

残存授権株式の総数及び価額の総額	166,000	1,000,000,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	100.00	100.00
当期間における取得自己株式	30,700	127,034,500
提出日現在の未行使割合(%)	81.5	87.3

(注) 1 自己株式の取得方法は、東京証券取引所における市場買付であります。

2 当期間における取得自己株式には、2026年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの自己株式の取得は含まれておりません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	36	249,480
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式には、2026年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(注)	2,317	11,338,826	800	4,166,588
保有自己株式数	689,215	—	688,415	—

- (注) 1 当事業年度におけるその他は、新株予約権の権利行使(株式数800株、処分価額の総額4,072,254円)及び譲渡制限付株式報酬(株式数1,517株、処分価額の総額7,266,572円)としての自己株式の処分であります。
- 2 当期間におけるその他は、新株予約権の権利行使(株式数800株、処分価額の総額4,166,588円)としての自己株式の処分であります。
- 3 当期間における保有自己株式数には、2026年6月1日から有価証券報告書提出日までに取得した株式数及び単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。
- 4 当期間における保有自己株式数には、2026年6月1日から有価証券報告書提出日までに取得した新株予約権の行使による株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、企業価値の継続的向上を図るとともに、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置づけております。このような観点から剰余金の配当等の決定につきましては、当社を取り巻く経営環境等を総合的に考慮し、以下の方針によって実施することとしております。

配当につきましては、配当の維持または増配を行う累進配当を基本方針とし、各事業年度の業績、財務状況、今後の事業展開等を総合的に勘案して、総還元性向50%以上を目標に実施してまいります。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化、今後の成長が見込める事業分野への投資、設備投資、研究開発等に活用してまいります。

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、次期の年間剰余金配当額は1株当たり100円(うち中間配当金50円)を予定いたしております。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2025年10月29日 取締役会決議	608	45
2026年6月26日 定時株主総会決議(予定)	672	50

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社におけるコーポレート・ガバナンスの考え方は、「迅速な意思決定とそれに付随する役割と責任の明確化」、「社内・社外の両面からの客観的なチェック体制の維持」及び「タイムリーかつ公平なディスクロージャーの徹底」であり、今後もこうした姿勢の維持・強化に努めてまいります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ. 企業統治の体制の概要

当社は、2016年6月24日開催の第21期定時株主総会の決議に基づき、「監査等委員会設置会社」へ移行いた

しました。社外取締役を過半数とする監査等委員会を設置し、財務、法律、経営等の分野で専門的な知見を有する社外取締役を含む監査等委員である取締役が、適法性監査だけでなく妥当性監査を行います。

主な活動状況は次のとおりであります。

(1) 取締役会

取締役会は次の5名から構成されており、うち社外取締役が3名（60％）となっております。業務執行機関として取締役会を原則として毎月1回開催し、経営の根幹に関わる重要な事項の意思決定を図っております。

道具 登志夫（議長、代表取締役社長、社内取締役）

松本 卓也（社内取締役）

窪川 秀一（監査等委員・社外取締役）

上杉 昌隆（監査等委員・社外取締役）

栗山 千勢（監査等委員・社外取締役）

なお、当社は、2026年6月26日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されれば、取締役5名（うち社外取締役3名）となる予定です。

当事業年度において当社は取締役会を合計13回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりです。

氏名	開催回数	出席回数
道具 登志夫	13	13
松本 卓也	13	13
窪川 秀一	13	13
上杉 昌隆	13	12
栗山 千勢	13	13

取締役会における主要な検討事項は、当社の経営に関する基本方針、重要な業務執行に関する事項、株主総会の決議により授権された事項並びに法令及び定款に定められた事項等ですが、サステナビリティ委員会にて検討された当社ホームページにて開示するサステナビリティに関する事項や、スキルマトリックス、有価証券報告書、コーポレート・ガバナンス報告書及び四半期報告書等開示情報の内容については開示前に取締役会に報告され、内容について議論されるとともに、役員報酬制度及び取締役会実効性評価アンケート結果に関する協議なども行われております。

また、上記のほか、毎月の定例取締役会においては、決算関係、製品等の開発状況及び内部統制の進捗に関する報告が行われております。

(2) 監査等委員会

監査等委員会は次の3名の取締役から構成されており、全員が社外取締役であります。うち、上杉昌隆を監査等委員会委員長とし、また監査等委員会事務局を設けることにより、取締役からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有、並びに内部監査担当と監査等委員会との連携を図る体制としております。監査等委員は、取締役会への出席はもちろん、内部統制システムを利用した取締役の業務執行の監査・監督の実施、内部監査担当報告や関係者への聴取等を実施しております。原則として毎月1回開催し、監査等委員会監査等基準に従って監査等委員会規程で定めた重要事項等を審議し、監査・監督の強化に努めております。

窪川 秀一（監査等委員・社外取締役）

上杉 昌隆（監査等委員・社外取締役）

栗山 千勢（監査等委員・社外取締役）

なお、当社は、2026年6月26日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「監査等委員である取締役2名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されれば、監査等委員3名（うち社外取締役

3名) となる予定です。

(3) 指名・報酬諮問委員会

指名・報酬諮問委員会は次の4名から構成されており、うち社外取締役が3名となっております。原則として年1回以上開催し、取締役会の諮問に応じて、取締役の指名・報酬等に関する事項について審理し、取締役会に答申を行います。

道具 登志夫（委員長、代表取締役社長、社内取締役）

窪川 秀一（委員・社外取締役）

上杉 昌隆（委員・社外取締役）

栗山 千勢（委員・社外取締役）

当事業年度において当社は指名・報酬諮問委員会を2回開催しており、個々の委員の出席状況については次のとおりです。

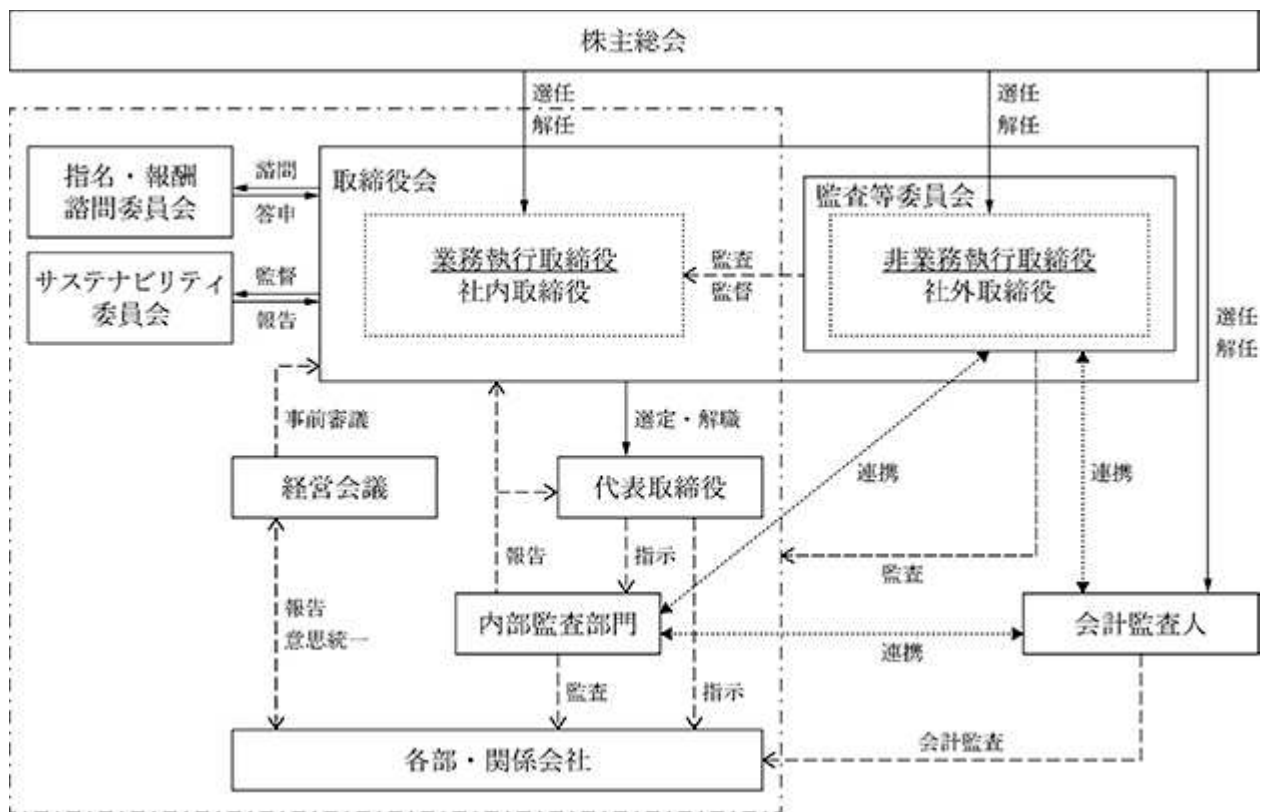
氏名	開催回数	出席回数
道具 登志夫	2	2
窪川 秀一	2	2
上杉 昌隆	2	2
栗山 千勢	2	2

指名・報酬諮問委員会における主要な検討事項は、株主総会における取締役候補者の人選及び当社の業務執行取締役の報酬体系に関する事項等となります。指名・報酬諮問委員会で行われた議論の結果は取締役会に対して答申が行われております。

(4) その他

当社は、取締役会の前置機関として、代表取締役、常勤取締役及び各部長で構成する経営会議を毎月1回開催し、取締役会の事前審議またその意思決定を踏まえた各経営戦略を決定するとともに、業務執行状況を確認しています。また、各部長級以上のメンバーで構成する経営報告連絡会議を原則として毎週1回開催し、各部門の業務進捗状況に関して報告するとともに意思統一を図っております。これら会議体によって、各自の役割と責任を明確にし、取締役会での審議の充実化及び意思決定の具現化を図っております。併せて、それぞれの業務の明確化と相互牽制を行うべく機能別に部を設立しコーポレート・ガバナンスの維持を行っております。

当社グループの経営組織とコーポレート・ガバナンスを維持するための概要は次図のとおりです。



(注) 経営会議は、経営報告連絡会議を含みます。

ロ. 企業統治の体制を採用する理由

当社における業務執行上の重要な意思決定の多くは、取締役会及び経営会議に集約されております。社外取締役3名を含む5名の取締役で構成される取締役会を原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。その他重要事項に関し、経営判断を補完する目的で、代表取締役、常勤取締役及び各部長で構成する経営会議を毎月1回開催し、業務執行に係る意思決定を行うとともに、業務執行状況の確認を行っております。

監査等委員である取締役は、監査等委員会が定めた監査の方針や監査計画等に従い、取締役（監査等委員である取締役を除く）・従業員等から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決議書類を閲覧しております。また、会計監査人及び内部監査部門等と緊密に連携することで、企業経営の効率性の維持・向上、適法性の確保に努めております。そのため、当該体制によって、経営の客観性を確保できると考えております。

当社では、取締役の意思決定及び業務執行が合理的に行われ、監査・監督が十分に機能し、コーポレート・ガバナンスがより一層強化されると判断し、現状の体制を採用しております。

③ 企業統治に関するその他の事項

イ. 内部統制システムの整備の状況

a. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループは、コンプライアンスを経営上の最重要課題と位置づけ、当社グループの役員及び使用人が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、法令遵守に係る規程を整備し、教育や内部通報制度の実施等を行い、問題発生時には当社の取締役会及び監査等委員会に報告される体制整備を行う。
- (2) 当社は、原則として毎月1回、必要がある時は随時取締役会を開催することとし、取締役会において当社グループの重要な職務の執行に関する意思決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督する。また、取締役及び使用人が法令、定款、各種規程及び定められた業務プロセス等を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化にも取り組み、内部統制システムの充実に図る。

- (3) 当社は、内部監査部門を設置し、内部監査を通じた内部統制システムを構築する。内部監査部門は、当社グループの経営管理及び業務活動全般を対象とする内部監査を定期的実施し、法令、定款、各種規程及び定められた業務プロセス等の遵守状況を評価及び検証し、当社の取締役会及び監査等委員会に適時報告する。
 - (4) 当社は、取締役の指名及び報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的として、取締役会の下に諮問機関として、独立社外取締役を含む委員にて構成される任意の指名・報酬諮問委員会を設置する。指名・報酬諮問委員会は、取締役会の諮問に応じて取締役候補者の決定及び代表取締役・役付取締役の選定に関する事項並びに取締役の報酬等に関する事項について審理し、その結果を取締役に答申する。
- b. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (1) 当社は、取締役会等の重要な会議の議事録のほか、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を、文書管理規程に基づいて、文書又は電磁的記録媒体に記録し、保存及び管理を行う。取締役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
 - (2) 当社は、内部監査の実効性を確保するため、取締役の職務の執行に係る重要書類（電磁的記録媒体を含む）の管理方法及び保存期間を定める規程を整備し、当該規程に基づいて保存及び管理を行う。
- c. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (1) 当社は、当社グループの損失の危険（リスク）の管理に関する体制を整備するため、当社グループのリスク管理に関する規程等の整備並びに取締役及び使用人への当該規程の周知を行う。
 - (2) 当社は、内部監査部門を設置し、内部監査部門は、定期的に当社グループの業務監査の監査項目及び監査方法の妥当性を検討し、必要があれば監査項目及び監査方法の改定を行う。
- d. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 当社グループは、取締役の職務の執行の効率性を確保するため、年度ごとに事業計画を策定し、その進捗を月次の業績評価により検証する。
 - (2) 取締役の通常の職務の執行については、職務権限規程及び業務分掌規程に基づいて、取締役会から使用人に権限の委譲を行い、効率的な職務の執行に当たる。
- e. 当社グループの取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- (1) 当社は、内部監査規程に基づいて、当社内部監査部門による当社各部門及び子会社に対する内部監査を実施し、当社グループにおける内部統制システムを確立し、当社各部門及び子会社におけるリスクの内容、頻度、当社への影響等について適時、当社取締役会及び監査等委員会に報告を行う。
 - (2) 当社は、グループ各社に対し、営業成績、財務状況その他の一定の経営上の重要事項について、定期的に当社に報告することを義務づける。
- f. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
- 当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の設置について、監査等委員会から要請があった場合は、速やかに適切な人員配置を行う。
- g. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の取締役（当該取締役及び監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会が指示した業務については、監査等委員会以外からの指揮命令を受けない。
 - (2) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動及び人事評価等については、あらかじめ監査等委員会の意見を聴取する。
- h. 監査等委員会への報告に関する体制
- (1) 当社の取締役は、監査等委員の出席する取締役会等の重要な会議において随時その担当する職務の執行状況の報告を行う。
 - (2) 当社グループの取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社に損害を及ぼすおそれのある事実については、発見次第、直ちに当社の監査等委員会に対して報告を行う。
 - (3) 当社グループの内部通報制度の担当部門は、当社グループの役員及び使用人からの内部通報の状況について、定期的に当社の監査等委員会に対して報告を行う。

- i. 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査等委員会へ報告を行った当社グループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び使用人に周知徹底する。

- j. 監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る)について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について当社に対して会社法第399条の2第4項に基づいて費用の前払等の請求をした時は、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用等が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。

- k. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査等委員による監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

(2) 監査等委員会、内部監査部門及び会計監査人は必要に応じ相互に情報及び意見の交換を行うなど連携を強め、監査の質的向上を図る。

1. 反社会的勢力排除のための体制

当社グループは、反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない社内体制を整備する。

ロ. リスク管理体制の整備の状況

当社は、「リスク管理規程」を定め、事業活動に伴い発生する可能性のある経営上のリスクに関して、リスクに関する予防とリスクが発生した場合の対応に関する統合管理を行っております。

経営会議は、取締役会の前置機関として、経営上のリスクを迅速に把握し、顕在化する可能性等を含め、審議を行い必要に応じて取締役会に報告を行っております。

監査等委員会は、取締役会が経営上のリスクに関して適切な方針決定、監視・監督を行っているか否かについて監査しております。

ハ. 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社及びグループ会社は、経営理念に基づき「企業行動規範」を策定し、グループ一体となりグループ全体の企業価値向上を図っております。

グループ会社の経営管理については、親会社の取締役が子会社の取締役を兼務し、重要な意思決定への関与や経営に関する重要情報の把握を行っております。また、監査等委員会及び内部監査担当によるモニタリングを行うとともに、「関係会社管理規程」により、グループ会社から当社への決裁・報告制度を定めております。

ニ. 取締役の定数

当社の取締役(監査等委員を除く)は6名以内とし、監査等委員である取締役は4名以内とする旨を定款に定めております。

ホ. 取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。なお、当社は取締役の選任決議は累積投票によらない旨も定款で定めております。

ヘ. 自己株式の取得決議機関

当社は、機動的な資本政策を遂行できるよう、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

ト．中間配当金

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

チ．責任限定契約の内容と概要

当社と監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める金額としております。なお、当該責任限定が認められるのは監査等委員である取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない時に限られます。

リ．取締役の責任免除

当社は、取締役の責任を合理的な範囲にとどめるため、会社法第423条第1項に定める取締役(取締役であった者を含む)の責任について、取締役会の決議によって、法令の定める限度において免除することができる旨を定款で定めております。

ヌ．株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

a. 2026年6月25日（有価証券報告書提出日）現在の当社の役員の状況は、以下のとおりであります。

男性4名 女性1名（役員のうち女性の比率20%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長 経営企画本部長	道具 登志夫	1968年2月17日生	1997年10月 当社 代表取締役社長就任 2005年11月 株式会社アイキュエス 代表取締役社長 2006年12月 DAM株式会社 代表取締役社長(現任) 2011年4月 Digital Arts America, Inc. Director, President and CEO(現任) 2012年6月 Digital Arts Investment, Inc. Director 2013年5月 ボルキャスト・ジャパン株式会社 代表取締役社長 2013年10月 DA株式会社 代表取締役社長(現任) 2013年10月 DM株式会社 代表取締役社長(現任) 2014年4月 FinalCode, Inc. Director, President and CEO 2015年11月 Digital Arts Asia Pacific Pte. Ltd. Director(現任) 2016年9月 Digital Arts Europe Limited Director(現任) 2026年1月 当社 代表取締役社長 兼 経営企画本部長(現任)	(注) 2	2,257,999
取締役 開発本部長	松本 卓也	1976年11月4日生	1999年4月 株式会社コマス入社 2003年4月 当社入社 開発部 2014年4月 開発部担当部長 2016年10月 開発部長 2017年6月 取締役開発部長 2017年12月 取締役開発部長 兼 新規開発部長 2018年4月 取締役開発部長 2025年6月 取締役開発本部長(現任)	(注) 2	3,521
取締役 (監査等委員)	窪川 秀一	1953年2月20日生	1976年11月 監査法人中央会計事務所(現PwC Japan有限責任監査法人)入所 1986年7月 窪川公認会計士事務所(現 四谷パートナーズ会計事務所)開設 代表(現任) 1989年2月 株式会社日本ソフトバンク(現ソフトバンクグループ株式会社)社外監査役 2000年3月 当社 社外監査役 2005年6月 共立印刷株式会社(現株式会社KYORITSU) 社外監査役(現任) 2006年6月 株式会社ばど(現株式会社Success Holders) 社外監査役 2016年6月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任)	(注) 3	3,976
取締役 (監査等委員)	上杉 昌隆	1965年7月31日生	1995年4月 江守・川森・渥美法律事務所入所 1999年4月 上杉法律事務所開設 所長 2000年9月 アムレック法律会計事務所 パートナー弁護士 2003年6月 当社 社外監査役 2007年6月 株式会社jig.jp 社外監査役(現任) 2013年6月 株式会社コマースOneホールディングス 社外監査役(現任) 2013年12月 株式会社セレス 社外監査役 2014年11月 株式会社Aiming 社外監査役(現任) 2015年3月 桜田通り総合法律事務所 シニアパートナー(現任) 2016年3月 株式会社フルキャストホールディングス 社外取締役(監査等委員)(現任) 2016年6月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任) 2021年3月 株式会社セレス 社外取締役(監査等委員)(現任)	(注) 3	3,976

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	栞山 千勢	1971年5月2日生	1995年4月	第一生命保険相互会社(現第一生命保険株式会社) 入社	(注) 4	501
			2004年11月	監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ) 入社		
			2015年3月	株式会社セレス 社外常勤監査役		
			2015年3月	栞山公認会計士事務所 所長(現任)		
			2021年3月	株式会社セレス 社外取締役(常勤監査等委員)		
			2021年6月	当社 社外取締役(監査等委員)(現任)		
			2022年6月	ソニーネットワークコミュニケーションズスマー トプラットフォーム株式会社(現ミーク株式会 社) 常勤社外監査役(現任)		
計						2,269,973

- (注) 1 監査等委員である取締役 窪川秀一氏、上杉昌隆氏及び栞山千勢氏は、社外取締役であります。
- 2 2025年6月23日開催の定時株主総会終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。
- 3 2024年6月24日開催の定時株主総会終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。
- 4 2025年6月23日開催の定時株主総会終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。
- 5 所有持株数については、デジタルアーツ株式会社役員持株会における持分を含めております。

b. 2026年6月26日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件」及び「監査等委員である取締役2名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、当社の役員の状況は以下のとおりとなる予定です。なお、役員の役職等につきましては、当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項の内容（役職等）を含めて記載しております。

男性3名 女性2名（役員のうち女性の比率40%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長 経営企画本部長	道具 登志夫	1968年2月17日生	1997年10月 当社 代表取締役社長就任 2005年11月 株式会社アイキューエス 代表取締役社長 2006年12月 DAM株式会社 代表取締役社長(現任) 2011年4月 Digital Arts America, Inc. Director, President and CEO(現任) 2012年6月 Digital Arts Investment, Inc. Director 2013年5月 ポルキャスト・ジャパン株式会社 代表取締役社長 2013年10月 DA株式会社 代表取締役社長(現任) 2013年10月 DM株式会社 代表取締役社長(現任) 2014年4月 FinalCode, Inc. Director, President and CEO 2015年11月 Digital Arts Asia Pacific Pte. Ltd. Director(現任) 2016年9月 Digital Arts Europe Limited Director(現任) 2026年1月 当社 代表取締役社長 兼 経営企画本部長(現任)	(注) 2	2,257,999
取締役 開発本部長	松本 卓也	1976年11月4日生	1999年4月 株式会社コマス入社 2003年4月 当社入社 開発部 2014年4月 開発部担当部長 2016年10月 開発部長 2017年6月 取締役開発部長 2017年12月 取締役開発部長 兼 新規開発部長 2018年4月 取締役開発部長 2025年6月 取締役開発本部長(現任)	(注) 2	3,521

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	上杉 昌隆	1965年7月31日生	1995年4月 1999年4月 2000年9月 2003年6月 2007年6月 2013年6月 2013年12月 2014年11月 2015年3月 2016年3月 2016年6月 2021年3月	江守・川森・渥美法律事務所入所 上杉法律事務所開設 所長 アムレック法律会計事務所 パートナー弁護士 当社 社外監査役 株式会社jig.jp 社外監査役(現任) 株式会社コマースOneホールディングス 社外監査役(現任) 株式会社セレス 社外監査役 株式会社Aiming 社外監査役(現任) 桜田通り総合法律事務所 シニアパートナー(現任) 株式会社フルキャストホールディングス 社外取締役(監査等委員)(現任) 当社 社外取締役(監査等委員)(現任) 株式会社セレス 社外取締役(監査等委員)(現任)	(注) 3	3,976
取締役 (監査等委員)	栗山 千勢	1971年5月2日生	1995年4月 2004年11月 2015年3月 2015年3月 2021年3月 2021年6月 2022年6月	第一生命保険相互会社(現第一生命保険株式会社) 入社 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ) 入社 株式会社セレス 社外常勤監査役 栗山公認会計士事務所 所長(現任) 株式会社セレス 社外取締役(常勤監査等委員) 当社 社外取締役(監査等委員)(現任) ソニーネットワークコミュニケーションズスマートプラットフォーム株式会社(現ミック株式会社) 常勤社外監査役(現任)	(注) 4	501
取締役 (監査等委員)	矢野 亜里紗	1988年6月15日生	2015年12月 2018年9月 2023年3月 2023年5月 2023年10月 2025年3月 2025年9月 2026年6月	成和明哲法律事務所入所 法律事務所Comm&Path入所 株式会社ラボル 社外監査役 リックソフト株式会社 補欠監査等委員(現任) 弁護士法人堂島法律事務所入所(現任) 株式会社ラボル 社外取締役(監査等委員)(現任) 株式会社S-FIT 社外監査役(現任) 当社 社外取締役(監査等委員)(予定)	(注) 3	—
計						2,265,997

- (注) 1 監査等委員である取締役 上杉昌隆氏、栗山千勢氏及び矢野亜里紗氏は、社外取締役であります。
- 2 2026年6月26日開催の定時株主総会終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。
- 3 2026年6月26日開催の定時株主総会終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。
- 4 2025年6月23日開催の定時株主総会終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。
- 5 所有持株数については、デジタルアーツ株式会社役員持株会における持分を含めております。

② 社外役員の状況

2026年6月25日(有価証券報告書提出日)現在の当社の社外取締役は3名、監査等委員は3名であり、いずれも当社との間には特別な利害関係はありません。

当社は、経営監視機能の客観性及び中立性を確保するため、社外取締役を選任しております。社外取締役に關して、独立性に関する基準または方針は定めておりませんが、選任に当たっては株式会社東京証券取引所の独立役員に関する判断基準を参考にしております。社外取締役は、独立性の高い立場から保有する専門の見地に基づき、取締役の業務執行の適法性、適正性を監査する機能を有しております。

社外取締役窪川秀一氏は、公認会計士として財務及び会計に関する知識を有することに加え、他社の社外監査役経験等、監査全般について豊富な知見を有していることから、当社の監査業務をより充実させることが期待できるため、社外取締役に選任しております。重要な兼職先である四谷パートナーズ会計事務所、株式会社KYORITSUと当社との間には取引関係は存在しません。

社外取締役上杉昌隆氏は、弁護士として法律知識と幅広い見識を有することに加え、他社の社外監査役経験等、

監査全般についての豊富な知見を有していることから、当社の監査業務をより充実させることが期待できるため、社外取締役を選任しております。重要な兼職先である桜田通り総合法律事務所、株式会社フルキャストホールディングス、株式会社セレス、株式会社Aiming、株式会社コマースOneホールディングス、株式会社jig.jpと当社の間には取引関係は存在しません。

社外取締役栗山千勢氏は、公認会計士として財務及び会計に関する知識を有することに加え、他社の社外監査役経験等、監査全般についての豊富な知見を有していることから、当社の監査業務をより充実させることが期待できるため、社外取締役を選任しております。重要な兼職先である栗山公認会計士事務所、ミーク株式会社と当社の間には取引関係は存在しません。

なお、当社は、2026年6月26日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件」及び「監査等委員である取締役2名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、当社の社外取締役は3名、監査等委員は3名となります。

③ 社外役員による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、主として取締役会等への出席を通じて、内部監査・会計監査及び内部統制についての報告を受け、適宜実用な意見を述べる事が可能な体制を構築し、経営の監督機能を強化しております。また、監査等委員会事務局と連携し、内部監査担当が定期的実施する内部監査結果のうち、重要な事象・リスク要因については、詳細な報告を受けることとしております。

また、四半期決算及び本決算に関わる会計監査人監査において、監査等委員会が業務を執行した公認会計士及び監査業務に関わる補助者から監査状況における詳細な報告を受けることとしております。内部監査担当は、必要に応じて取締役会を通じて社外取締役に対して内部統制等の状況について報告しております。なお、窪川秀一氏、上杉昌隆氏及び栗山千勢氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ております。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員会監査の状況

2026年6月25日（有価証券報告書提出日）現在の当社の監査等委員会監査の組織は、監査等委員3名で構成されており、全員が社外取締役であります。なお、1名を監査等委員会委員長として選任しております。

監査等委員窪川秀一氏は公認会計士及び税理士、監査等委員上杉昌隆氏は弁護士、監査等委員栗山千勢氏は公認会計士であります。

当事業年度において当社は監査等委員会を原則として毎月1回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

	氏名	開催回数	出席回数
社外監査等委員	窪川 秀一	12	12
社外監査等委員	上杉 昌隆	12	11
社外監査等委員	栗山 千勢	12	12

監査等委員会における主な検討事項として、監査計画策定、監査報告書の作成、会計監査人の再任に関する評価、会計監査人の報酬等に関する同意等があります。

また、当社は常勤の監査等委員を設置しておりませんが、監査等委員会の補助機能として、社内に独立した監査等委員会事務局を設置し、監査等委員会業務を補佐しております。事務局の主な活動状況については、内部監査担当からの実施状況等についての情報収集、会計監査人との意見交換及び情報収集、その他必要に応じて関係部門から報告を求め、当社の業務執行状況に関する情報を収集しております。

なお、当社は、2026年6月26日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「監査等委員である取締役2名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、監査等委員3名（うち社外監査等委員3名）となる予定です。

② 内部監査の状況

当社の内部監査部門の組織は、内部監査担当1名で構成されております。

内部監査に当たっては会計監査人及び監査等委員と連携し、意見交換をした上で年度計画を策定し、監査を実施することとしております。社長直轄の内部監査担当者が、当社全部署の内部監査及び調査を計画的に実施し、社長及び監査等委員会への結果報告を併せ被監査部門への改善要請を行い、フォローアップを実施しております。また、取締役会には毎月結果報告を行っております。さらに、内部統制部門と適宜会合を持ち、監査結果に基づく統制整備・強化への提言を実施しております。また、金融商品取引法に基づく内部統制監査については、会計監査人と連携し、財務報告に係る内部統制の適正性と効率性について、内部統制部門への詳細な監査を行っております。

③ 会計監査の状況

イ. 監査法人の名称

三優監査法人

ロ. 継続監査期間

26年

ハ. 業務を執行した公認会計士

山本 公太氏

中西 寛彰氏

ニ. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士2名、会計士試験合格者等3名、その他1名であります。

ホ. 監査法人の選定方針と理由

会計監査人において、会社法・公認会計士法等の法令に対する重大な違反・抵触があった場合又は会計監査人が適正に監査を遂行することが困難であると認められる場合には、監査等委員会は会計監査人の解任又は不再任について検討しております。検討の結果、解任又は不再任が妥当であると判断した時は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に付議します。また、監査等委員会は、会計監査人の再任の適否について、会計監査人の職務遂行状況、監査体制及び独立性等が適切であるかについて、毎期検討しております。その検討結果において重大な問題は認められず、会計監査人の評価を行い、再任が妥当であると判断しております。

ヘ. 監査等委員会による監査法人の評価

当社監査等委員会は、被監査部門である経営執行部門から報告を受けるほか、監督官庁による検査結果や法人内の品質管理体制等を、監査法人より聴取するのに加えて、監査現場への立会等を通じて、監査品質を維持し、適切な監査が実施できているかを総合的に検討した上で、監査法人の評価を行っております。

④ 監査報酬の内容等

イ. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	20	—	21	—
連結子会社	—	—	—	—
計	20	—	21	—

ロ. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（イ. を除く）

該当事項はありません。

ハ、その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
該当事項はありません。

二、監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に関する監査報酬の決定方針としましては、監査業務のみを依頼しており監査報酬はその監査日数、当社の事業規模・業務の特性等の要素を勘案して適切に決定しております。

ホ、監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査等委員会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の前事業年度における職務執行状況や報酬実績を確認し、当事業年度における監査計画の内容、報酬見積の算出根拠の適正性等を検討した結果、これらについて適切であると判断したため、取締役会が提案した会計監査人の報酬等に対して、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

(4) 【役員報酬等】

① 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬に関する基本方針は、全体として、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各自の職責等を踏まえた適正な水準とすることとしております。具体的には、当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、当社の業績や経営内容、社会情勢、各自の職責に応じた貢献度合い、在任年数や他社水準等を考慮しながら総合的に勘案して決定し、支払うこととしております。また、当社の取締役に対する非金銭報酬等としては、①当社普通株式を目的とする新株予約権の付与並びに②一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等のために服する株式（以下「譲渡制限付株式」という）の割当てがあります。決定方針は、取締役会の諮問に応じて、指名・報酬諮問委員会において審理をし、委員会としての意見をとりまとめ、取締役会が決定いたします。また、監査等委員である取締役の報酬額については、常勤・非常勤の別、職務や権限等を考慮し、業績との連動を行わず定額報酬のみとし、監査等委員会の協議により決定しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額は、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。審理プロセスの公正性、透明性を確保するため、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で代表取締役社長が上記方針に基づき作成した報酬案について、指名・報酬諮問委員会が取締役会の諮問に応じて審理し、とりまとめられた意見をもとに、代表取締役社長が決定しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額は、2016年6月24日開催の当社第21期定時株主総会において、年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は4名となります。

上記報酬等の他、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対しては、貢献度等諸般の事情を総合的に勘案し、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額50百万円以内とする決議がされております。なお、具体的な譲渡制限付株式の割当てについては、委任を受けた取締役会において当社における対象取締役の貢献度等諸般の事情を総合的に勘案して決定しております。

監査等委員である取締役の報酬等の額は、2016年6月24日開催の当社第21期定時株主総会において、年額100百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役は2名）となります。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員及び社外 取締役を除く)	96	85	10	2
監査等委員である取締役 (社外取締役を除く)	-	-	-	-
社外取締役	12	12	-	3

(注) 非金銭報酬等として取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対して譲渡制限付株式報酬を交付しております。

③ 役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与

総額(百万円)	使用人兼務役員(人)	内容
17	1	業務の対価としての給与であります。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況等】

(1) 【人材戦略に関する基本方針等】

当社グループの人材戦略は、中期経営計画に掲げる持続的な成長及び企業価値向上の実現に向けて、事業を通じた社会課題の解決を担う人材の確保及び育成を推進することを基本方針としております。当社グループは、イノベーションをけん引するリーダー及び多彩な能力を発揮する人材の育成を重要な経営課題の一つと位置付けており、グループ社員一人ひとりの能力発揮及び成長を促進することで、中長期的な競争力の向上を図っております。

また、当社グループにおける従業員の給与その他の給付の額及び内容については、多様な人材の成長及び活躍を促進することを目的として、従業員の役割、能力、成果及び貢献度等に基づき決定しております。評価制度については、マネジメント力を評価する役職等級と、専門性及び個人のスキルを評価する能力等級をそれぞれ設定し、両面から総合的な評価を行う仕組みとしております。また、各部門の特性及び求められる役割等を踏まえ、部門ごとに評価項目及び給与レンジを設定することで、業務特性に応じた適正な評価及び処遇の実現に取り組んでおります。

さらに、役職ごとに役制定義及び評価基準を設けるとともに、能力評価、役職評価及び賞与評価を通じて昇降格及び賞与を決定することで、従業員の成長意欲の向上及び持続的な企業価値向上につながる人材基盤の強化を図っております。

(2) 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2026年3月31日現在

区分	従業員数(名)
セキュリティ事業	279 (46)
合計	279 (46)

(注) 1 従業員数欄の(外書)は、臨時雇用者(派遣スタッフ等)の年間平均雇用人数であります。

2 当社グループは、セキュリティ事業のみの単一セグメントに従事しており、当該事業以外に事業セグメントがないため、セグメントに係る記載は省略しております。

(2) 提出会社の状況

2026年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)	平均年間給与の対前事業年度増減率(%)
279 (46)	34.9	7.1	6,990	13.1

(注) 1 従業員数欄の(外書)は、臨時雇用者(派遣スタッフ等)の年間平均雇用人数であります。

2 当社は、セキュリティ事業のみの単一セグメントに従事しており、当該事業以外に事業セグメントがないため、セグメントに係る記載は省略しております。

3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は、結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 使用人等のみに対して付与する新株予約権の内容

使用人等のみに対して付与する新株予約権の内容について「1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載しております。

(5) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社

当事業年度		
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注1)	男性労働者の育児休業取得率(%) (注2)	正規雇用労働者の男女の賃金の差異(%) (注1)
8.6	33.3	79.5

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の財務諸表について、三優監査法人による監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、連結財務諸表等の適正性を確保できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、情報収集に努めております。また、同基準機構の行うセミナー等に積極的に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	17,952	23,083
受取手形	120	380
売掛金	1,323	1,168
有価証券	100	—
製品	2	0
貯蔵品	1	0
その他	611	446
流動資産合計	20,112	25,080
固定資産		
有形固定資産		
建物	228	246
減価償却累計額	△142	△146
建物（純額）	86	100
車両運搬具	25	25
減価償却累計額	△15	△19
車両運搬具（純額）	10	6
工具、器具及び備品	572	582
減価償却累計額	△456	△450
工具、器具及び備品（純額）	116	132
土地	26	26
建設仮勘定	—	0
有形固定資産合計	238	265
無形固定資産		
ソフトウェア	1,472	1,912
その他	311	96
無形固定資産合計	1,783	2,008
投資その他の資産		
繰延税金資産	107	141
その他	385	369
投資その他の資産合計	492	511
固定資産合計	2,515	2,784
資産合計	22,627	27,865

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	30	25
未払法人税等	389	814
賞与引当金	148	152
前受金	4,082	7,800
その他	558	566
流動負債合計	5,209	9,358
固定負債		
資産除去債務	49	49
その他	3	3
固定負債合計	52	52
負債合計	5,262	9,410
純資産の部		
株主資本		
資本金	713	713
資本剰余金	955	957
利益剰余金	18,116	20,323
自己株式	△2,467	△3,589
株主資本合計	17,318	18,405
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	17	19
その他の包括利益累計額合計	17	19
新株予約権	29	29
純資産合計	17,365	18,454
負債純資産合計	22,627	27,865

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
売上高	9,982	10,835
売上原価	2,948	3,334
売上総利益	7,033	7,500
販売費及び一般管理費	※1,※2 2,474	※1,※2 2,708
営業利益	4,558	4,791
営業外収益		
受取利息	1	36
為替差益	0	11
未払配当金除斥益	1	1
消耗品等売却益	1	—
雑収入	0	1
営業外収益合計	4	50
営業外費用		
雑損失	0	0
営業外費用合計	0	0
経常利益	4,562	4,840
特別利益		
新株予約権戻入益	0	0
固定資産売却益	※3 0	—
特別利益合計	0	0
特別損失		
固定資産除却損	※4 0	※4 0
特別損失合計	0	0
税金等調整前当期純利益	4,563	4,840
法人税、住民税及び事業税	1,350	1,447
法人税等調整額	29	△34
法人税等合計	1,380	1,413
当期純利益	3,183	3,427
親会社株主に帰属する当期純利益	3,183	3,427

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
当期純利益	3,183	3,427
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	△0	2
その他の包括利益合計	※1 △0	※1 2
包括利益	3,182	3,429
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	3,182	3,429

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の 包括利益累計額		新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	713	956	16,029	△1,730	15,968	18	18	11	15,998
当期変動額									
剰余金の配当			△1,095		△1,095				△1,095
親会社株主に帰属 する当期純利益			3,183		3,183				3,183
自己株式の取得				△744	△744				△744
譲渡制限付株式報酬		△1		8	6				6
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)						△0	△0	18	17
当期変動額合計	—	△1	2,087	△736	1,349	△0	△0	18	1,367
当期末残高	713	955	18,116	△2,467	17,318	17	17	29	17,365

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の 包括利益累計額		新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	713	955	18,116	△2,467	17,318	17	17	29	17,365
当期変動額									
剰余金の配当			△1,220		△1,220				△1,220
親会社株主に帰属 する当期純利益			3,427		3,427				3,427
自己株式の取得				△1,133	△1,133				△1,133
新株予約権の行使		△2		4	2				2
譲渡制限付株式報酬		4		7	11				11
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)						2	2	△0	1
当期変動額合計	—	2	2,206	△1,122	1,086	2	2	△0	1,088
当期末残高	713	957	20,323	△3,589	18,405	19	19	29	18,454

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	4,563	4,840
減価償却費	916	974
株式報酬費用	6	12
賞与引当金の増減額 (△は減少)	11	4
受取利息	△1	△36
為替差損益 (△は益)	△0	△5
新株予約権戻入益	△0	△0
固定資産除却損	0	0
固定資産売却損益 (△は益)	△0	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△245	3,614
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△0	2
仕入債務の増減額 (△は減少)	△24	△5
未払金の増減額 (△は減少)	△8	△7
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	△38	△103
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	10	50
その他	△94	45
小計	5,094	9,385
利息及び配当金の受取額	1	37
法人税等の支払額	△2,279	△1,041
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,817	8,381
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△24	△145
有形固定資産の売却による収入	0	—
無形固定資産の取得による支出	△1,046	△1,115
有価証券の償還による収入	—	100
その他	△37	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,107	△1,161
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式取得のための預託金の増減額 (△は増加)	△256	256
自己株式の処分による収入	—	1
自己株式の取得による支出	△745	△1,134
配当金の支払額	△1,094	△1,219
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,096	△2,095
現金及び現金同等物に係る換算差額	△0	7
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△387	5,131
現金及び現金同等物の期首残高	18,339	17,952
現金及び現金同等物の期末残高	※1 17,952	※1 23,083

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 3社

連結子会社の名称

Digital Arts America, Inc.

Digital Arts Asia Pacific Pte. Ltd.

Digital Arts Europe Limited

(2) 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社の数 一社

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

(イ) 満期保有目的の債券

償却原価法（利息法）を採用しております。

ロ 棚卸資産

(イ) 製品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

定率法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

ロ 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法、また、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量（または収益）に基づく方法または残存有効期間（3年）によっております。

ハ 長期前払費用

定額法によっております。

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「収益認識関係」注記に記載のとおりであります。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限が到来する短期投資からなっております。

（未適用の会計基準等）

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
 - ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありませ

- ・「後発事象に関する会計基準」（企業会計基準第41号 2026年1月9日）
- ・「後発事象に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第35号 2026年1月9日）

(1) 概要

「後発事象に関する会計基準」等は、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めたものであります。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
広告宣伝費	309百万円	240百万円
給与手当	716	803
賞与引当金繰入額	79	82

※2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
	17百万円	2百万円

※3 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
工具、器具及び備品	0百万円	一百万円

※4 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
建物	0百万円	一百万円
工具、器具及び備品	0	0
計	0	0

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
為替換算調整勘定		
当期発生額	△0百万円	2百万円
組替調整額	—	—
法人税等及び税効果調整前	△0	2
法人税等及び税効果額	—	—
為替換算調整勘定	△0	2
その他の包括利益合計	△0	2

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	14,133,000	—	—	14,133,000
合計	14,133,000	—	—	14,133,000
自己株式				
普通株式(注)	379,630	152,440	1,774	530,296
合計	379,630	152,440	1,774	530,296

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加152,440株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加152,300株、単元未満株式の買取りによる増加140株であり、自己株式の株式数の減少1,774株は、譲渡制限付株式の交付による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	29
合計		—	—	—	—	—	29

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月24日 定時株主総会	普通株式	550	40	2024年3月31日	2024年6月25日
2024年10月30日 取締役会	普通株式	545	40	2024年9月30日	2024年12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月23日 定時株主総会	普通株式	612	利益剰余金	45	2025年3月31日	2025年6月24日

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	14,133,000	—	—	14,133,000
合計	14,133,000	—	—	14,133,000
自己株式				
普通株式(注)	530,296	161,236	2,317	689,215
合計	530,296	161,236	2,317	689,215

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加161,236株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加161,200株、単元未満株式の買取りによる増加36株であり、自己株式の株式数の減少2,317株は、譲渡制限付株式の交付による減少1,517株、新株予約権の権利行使による減少800株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	29
合計		—	—	—	—	—	29

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月23日 定時株主総会	普通株式	612	45	2025年3月31日	2025年6月24日
2025年10月29日 取締役会	普通株式	608	45	2025年9月30日	2025年12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年6月26日 定時株主総会	普通株式	672	利益剰余金	50	2026年3月31日	2026年6月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
現金及び預金勘定	17,952百万円	23,083百万円
現金及び現金同等物	17,952	23,083

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等を中心として、安全性の高い国債及び高格付けの社債等で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、当社営業本部営業管理部及び管理本部経理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

短期運用についても、銀行預金や高い格付けのファンドのみを行っており、信用リスクを可能な限り回避しております。

② 市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

当社グループの資金需要を予測しながら資金運用ポートフォリオを決定しており、可能な限り市場リスクを回避しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、管理本部が適時に資金計画を作成するなどの方法で、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

信用リスクは複数の販売代理店等に分散しているものの、一部の販売代理店との取引に集中する傾向があることには留意しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、買掛金及び未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前連結会計年度(2025年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 有価証券			
満期保有目的の債券	100	100	△0
資産計	100	100	△0

当連結会計年度(2026年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 有価証券			
満期保有目的の債券	—	—	—
資産計	—	—	—

(注) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2025年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	17,952	—	—	—
受取手形	120	—	—	—
売掛金	1,323	—	—	—
有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	100	—	—	—
合計	19,496	—	—	—

当連結会計年度(2026年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	23,083	—	—	—
受取手形	380	—	—	—
売掛金	1,168	—	—	—
有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	—	—	—
合計	24,632	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	100	—	100
資産計	—	100	—	100

当連結会計年度(2026年3月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	—	—	—
資産計	—	—	—	—

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券

社債は相場価格を用いて評価しております。当社が評価している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

満期保有目的の債券

前連結会計年度(2025年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が 連結貸借対照表 計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が 連結貸借対照表 計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	100	100	△0
	(3) その他	—	—	—
	小計	100	100	△0
合計		100	100	△0

当連結会計年度(2026年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が 連結貸借対照表 計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が 連結貸借対照表 計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		—	—	—

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)及び当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用に関する事項

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

確定拠出年金への要拠出額は、32百万円であります。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

確定拠出年金への要拠出額は、31百万円であります。

(ストックオプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
販売費及び一般管理費	6百万円	12百万円

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
新株予約権戻入益	0百万円	0百万円

3. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第8回 ストック・オプション	第9回 ストック・オプション
会社名	提出会社	同左
付与対象者の区分及び人数	取締役4名 従業員151名	取締役3名 従業員96名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 350,100株	普通株式 848,000株
付与日	2015年11月27日	2016年12月13日
権利確定条件	<p>付与日(2015年11月27日)以降、権利確定日(2017年7月1日)まで提出会社の取締役又は従業員のいずれかの地位にあること、及び提出会社の就業規則に定める減給以上の懲戒処分を受けていないこと。</p> <p>ただし、2017年3月期、2018年3月期及び2019年3月期の3事業年度のうち、いずれかの事業年度において営業利益が以下の水準を満たしている場合に限り、各新株予約権者に割当てられた本新株予約権のうち、各号に掲げる割合の個数を限度として新株予約権を行使できる。</p> <p>① 営業利益が15億円を超過した場合 行使可能割合：20%</p> <p>② 営業利益が20億円を超過した場合 行使可能割合：50%</p> <p>③ 営業利益が25億円を超過した場合 行使可能割合：100%</p> <p>なお、上記における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。</p>	<p>付与日(2016年12月13日)以降、権利確定日(2018年7月1日)まで提出会社の取締役又は従業員のいずれかの地位にあること、及び提出会社の就業規則に定める減給以上の懲戒処分を受けていないこと。</p> <p>ただし、2018年3月期、2019年3月期及び2020年3月期の3事業年度のうち、いずれかの事業年度において営業利益が以下の水準を満たしている場合に限り、各新株予約権者に割当てられた本新株予約権のうち、各号に掲げる割合の個数を限度として新株予約権を行使できる。</p> <p>① 営業利益が20億円を超過した場合 行使可能割合：20%</p> <p>② 営業利益が25億円を超過した場合 行使可能割合：50%</p> <p>③ 営業利益が28億円を超過した場合 行使可能割合：100%</p> <p>なお、上記における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。</p>
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	<p>権利確定日から2027年5月31日まで。</p> <p>ただし、権利行使時まで継続して、当社の取締役及び従業員のいずれかの地位にあることを要する。</p>	<p>権利確定日から2028年5月31日まで。</p> <p>ただし、権利行使時まで継続して、当社の取締役及び従業員のいずれかの地位にあることを要する。</p>

	第11回 ストック・オプション	第12回 ストック・オプション
会社名	提出会社	同左
付与対象者の区分及び人数	従業員16名	従業員55名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 69,000株	普通株式 137,500株
付与日	2021年9月24日	2021年9月24日
権利確定条件	<p>付与日(2021年9月24日)以降、権利確定日(2036年6月30日)まで提出会社又は子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあること、及び提出会社又は子会社の就業規則に定める減給以上の懲戒処分を受けていないこと。</p> <p>ただし、2022年3月期から2036年3月期までのいずれかの期における営業利益が14,736百万円を超過した場合、2036年7月1日から2038年6月30日までの期間に限り本新株予約権を行使できる。</p> <p>なお、上記における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載された単体の損益計算書における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。</p>	<p>付与日(2021年9月24日)以降、権利確定日(2041年6月30日)まで提出会社又は子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあること、及び提出会社又は子会社の就業規則に定める減給以上の懲戒処分を受けていないこと。</p> <p>ただし、2022年3月期から2041年3月期までのいずれかの期における営業利益が20,630百万円を超過した場合、2041年7月1日から2043年6月30日までの期間に限り本新株予約権を行使できる。</p> <p>なお、上記における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載された単体の損益計算書における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。</p>
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	<p>2036年7月1日から2038年6月30日まで。</p> <p>ただし、権利行使時まで継続して、当社又は子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。</p>	<p>2041年7月1日から2043年6月30日まで。</p> <p>ただし、権利行使時まで継続して、当社又は子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。</p>

	第13回 ストック・オプション
会社名	提出会社
付与対象者の区分及び人数	従業員 4 名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 3,200株
付与日	2024年12月25日
権利確定条件	付与日(2024年12月25日)以降、権利確定日(2025年12月24日)まで提出会社又は子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあること。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	2025年12月25日から2030年12月24日まで。 ただし、権利行使時において、提出会社又は子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2026年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算しております。

① ストック・オプションの数

	第8回 ストック・ オプション	第9回 ストック・ オプション	第11回 ストック・ オプション	第12回 ストック・ オプション	第13回 ストック・ オプション
権利確定前 (株)					
前連結会計年度末	—	—	54,000	65,000	—
付与	—	—	—	—	—
失効	—	—	8,000	7,500	—
権利確定	—	—	—	—	—
未確定残	—	—	46,000	57,500	—
権利確定後 (株)					
前連結会計年度末	152,000	300,800	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	3,200
権利行使	200	600	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
未行使残	151,800	300,200	—	—	3,200

② 単価情報

	第8回 ストック・ オプション	第9回 ストック・ オプション	第11回 ストック・ オプション	第12回 ストック・ オプション	第13回 ストック・ オプション
権利行使価格 (円)	2,034	2,639	8,310	8,310	1
行使時平均株価(円)	6,940	5,610	—	—	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	2円	24円	6,741円	7,482円	5,737円

4. スtock・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。なお、業績条件付有償Stock・オプションについては、権利確定条件を考慮し、権利不確定による失効数を見積っております。

(追加情報)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

前述の「3. Stock・オプションの内容、規模及びその変動状況」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 採用している会計処理の概要

新株予約権を発行した時は、その発行に伴う払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上しております。新株予約権が行使され、新株を発行する時は、当該新株予約権の発行に伴う払込金額と新株予約権の行使に伴う払込金額を、資本金及び資本準備金に振り替えます。

なお、新株予約権が失効した時は、当該失効に対応する額を失効が確定した会計期間の利益として処理しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	22百万円	46百万円
賞与引当金	46	48
未払社会保険料	7	7
資産除去債務	15	15
繰越欠損金	58	60
ゴルフ会員権評価損	1	1
その他	14	22
繰延税金資産小計	165	201
評価性引当額	△58	△60
繰延税金資産合計	107	141

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度及び当連結会計年度ともに、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社及び営業所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の算定方法

使用見込期間を取得から1～15年と見積り、割引率は、 $\Delta 0.15\% \sim 1.73\%$ を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
期首残高	49百万円	49百万円
時の経過による調整額	0	0
期末残高	49	49

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	企業向け市場	公共向け市場	家庭向け市場	計
顧客との契約から生じる収益	4,783	4,788	409	9,982

(注) グループ会社間の内部取引控除後の金額を表示しております。

当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	企業向け市場	公共向け市場	家庭向け市場	計
顧客との契約から生じる収益	5,176	5,256	402	10,835

(注) グループ会社間の内部取引控除後の金額を表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、Webセキュリティ、メールセキュリティ、及びファイル暗号化・遠隔削除ソリューションの企画・開発・販売等を主要な事業としております。

セキュリティ関連ソフトウェアの販売については、主にライセンス販売系製品及びその保守サービスとクラウドサービス系製品の2種類に分かれます。

ライセンス販売系製品については、顧客にソフトウェア製品が提供された時点で履行義務が充足されたと判断して収益を認識しておりますが、保守サービスについては、一定期間にわたって履行義務が充足されるため、契約期間に応じて収益を認識しております。

クラウドサービス系製品については、サービス提供の履行義務が、時の経過につれて充足されるため、顧客との契約に係る取引価格を契約期間にわたり均等に収益を認識しております。

なお、収益は、主に顧客との契約に従い計上しておりますが、一定期間の取引金額等に応じてリベートを支払う場合には、そのリベートを控除した金額で計上しております。

また、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：百万円)

契約負債	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
期首残高	4,418	4,082
期末残高	4,082	7,800

連結貸借対照表において、前受金は全て顧客との契約から生じた契約負債であり履行義務が期末時点で充足されていない対価を計上しております。

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は、2,528百万円でありま
す。(前連結会計年度は2,412百万円)

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1年以内	3,760	4,804
1年超2年以内	901	2,201
2年超3年以内	683	1,959
3年超	898	3,040
合計	6,243	12,006

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)及び当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

当社グループは、セキュリティ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略して
おります。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省
略してあります。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社グループは、セキュリティ事業のみの単一セグメントに従事しております。

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高
ダイワボウ情報システム株式会社	3,074
SB C&S株式会社	1,887

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社グループは、セキュリティ事業のみの単一セグメントに従事しております。

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高
ダイワボウ情報システム株式会社	3,618
SB C&S株式会社	1,942

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主等

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

(開示対象特別目的会社関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産額	1,274円46銭	1,370円52銭
1株当たり当期純利益	232円79銭	253円57銭
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	228円83銭	248円17銭

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎

項目	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	3,183	3,427
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	3,183	3,427
普通株式の期中平均株式数(株)	13,673,529	13,517,919
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	236,833	294,342
(うち新株予約権)(株)	(236,833)	(294,342)
希薄化効果を有しないため、 潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に 含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権 2021年8月30日決議 潜在株式の数 119,000株	新株予約権 2021年8月30日決議 潜在株式の数 103,500株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高 (百万円)	4,992	10,835
税金等調整前 中間(当期)純利益 (百万円)	2,041	4,840
親会社株主に帰属する 中間(当期)純利益 (百万円)	1,408	3,427
1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	103.83	253.57

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	17,906	23,056
受取手形	120	380
売掛金	※1 1,322	※1 1,166
有価証券	100	—
製品	2	0
貯蔵品	1	0
前払費用	351	443
その他	※1 257	※1 0
流動資産合計	20,063	25,048
固定資産		
有形固定資産		
建物	86	100
車両運搬具	10	6
工具、器具及び備品	116	132
土地	26	26
建設仮勘定	—	0
有形固定資産合計	238	265
無形固定資産		
ソフトウェア	1,472	1,912
ソフトウェア仮勘定	310	95
その他	0	0
無形固定資産合計	1,783	2,008
投資その他の資産		
関係会社株式	42	41
長期前払費用	106	90
敷金及び保証金	190	190
繰延税金資産	198	235
その他	88	※1 88
投資その他の資産合計	626	647
固定資産合計	2,649	2,921
資産合計	22,713	27,970

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	29	24
未払金	362	320
未払費用	48	51
未払法人税等	389	814
未払消費税等	128	171
前受金	4,073	7,799
預り金	16	21
賞与引当金	148	152
流動負債合計	5,197	9,355
固定負債		
資産除去債務	49	49
その他	3	3
固定負債合計	52	52
負債合計	5,249	9,407
純資産の部		
株主資本		
資本金	713	713
資本剰余金		
資本準備金	700	700
その他資本剰余金	256	259
資本剰余金合計	957	959
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	18,231	20,449
利益剰余金合計	18,231	20,449
自己株式	△2,467	△3,589
株主資本合計	17,434	18,533
新株予約権	29	29
純資産合計	17,463	18,562
負債純資産合計	22,713	27,970

② 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
売上高	※1 9,972	※1 10,828
売上原価		
期首製品棚卸高	0	2
当期ネットサービス原価	2,948	3,331
合計	2,948	3,333
他勘定振替高	0	0
期末製品棚卸高	2	0
製品売上原価	2,945	3,332
売上総利益	7,026	7,496
販売費及び一般管理費	※2 2,464	※2 2,697
営業利益	4,562	4,798
営業外収益		
受取利息	0	36
有価証券利息	0	0
受取手数料	※1 2	※1 2
為替差益	0	10
未払配当金除斥益	1	1
消耗品等売却益	1	—
雑収入	0	1
営業外収益合計	6	52
営業外費用		
雑損失	0	0
営業外費用合計	0	0
経常利益	4,569	4,850
特別利益		
固定資産売却益	※3 0	—
新株予約権戻入益	0	0
特別利益合計	0	0
特別損失		
固定資産除却損	※4 0	※4 0
子会社株式評価損	2	0
特別損失合計	2	0
税引前当期純利益	4,566	4,849
法人税、住民税及び事業税	1,350	1,447
法人税等調整額	28	△37
法人税等合計	1,379	1,410
当期純利益	3,187	3,439

【ネットサービス原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
I 材料費		181	4.5	206	4.6
II 労務費	※1	1,040	25.6	1,172	26.2
III 経費	※2	2,842	69.9	3,103	69.2
当期総費用		4,065	100.0	4,482	100.0
他勘定振替高	※3	1,116		1,150	
当期ネットサービス原価		2,948		3,331	

(注)

前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
※1 労務費の主な内訳は次のとおりであります。		※1 労務費の主な内訳は次のとおりであります。	
給与手当	604百万円	給与手当	659百万円
法定福利費	122百万円	法定福利費	133百万円
賞与	73百万円	賞与	105百万円
賞与引当金繰入額	68百万円	賞与引当金繰入額	70百万円
雑給	156百万円	雑給	181百万円
※2 経費の主な内訳は次のとおりであります。		※2 経費の主な内訳は次のとおりであります。	
外注費	187百万円	外注費	185百万円
減価償却費	865百万円	減価償却費	919百万円
賃借料	100百万円	賃借料	99百万円
※3 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。		※3 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。	
販売費及び一般管理費	78百万円	販売費及び一般管理費	64百万円
固定資産	1,038百万円	固定資産	1,086百万円
計	1,116百万円	計	1,150百万円
4 原価計算の方法 当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算を採用しております。		4 原価計算の方法 同左	

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	713	700	258	958	16,139	16,139	△1,730	16,080	11	16,091
当期変動額										
剰余金の配当					△1,095	△1,095		△1,095		△1,095
当期純利益					3,187	3,187		3,187		3,187
自己株式の取得							△744	△744		△744
譲渡制限付株式報酬			△1	△1			8	6		6
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									18	18
当期変動額合計	—	—	△1	△1	2,091	2,091	△736	1,354	18	1,372
当期末残高	713	700	256	957	18,231	18,231	△2,467	17,434	29	17,463

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	713	700	256	957	18,231	18,231	△2,467	17,434	29	17,463
当期変動額										
剰余金の配当					△1,220	△1,220		△1,220		△1,220
当期純利益					3,439	3,439		3,439		3,439
自己株式の取得							△1,133	△1,133		△1,133
新株予約権の行使			△2	△2			4	2		2
譲渡制限付株式報酬			4	4			7	11		11
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									△0	△0
当期変動額合計	—	—	2	2	2,218	2,218	△1,122	1,098	△0	1,098
当期末残高	713	700	259	959	20,449	20,449	△3,589	18,533	29	18,562

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（利息法）を採用しております。

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量(または収益)に基づく方法または残存有効期間（3年）によっております。

(3) 長期前払費用

定額法によっております。

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「収益認識関係」注記に記載のとおりであります。

(追加情報)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項(ストック・オプション等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 採用している会計処理の概要

新株予約権を発行した時は、その発行に伴う払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上しております。新株予約権が行使され、新株を発行する時は、当該新株予約権の発行に伴う払込金額と新株予約権の行使に伴う払込金額を、資本金及び資本準備金に振り替えます。

なお、新株予約権が失効した時は、当該失効に対応する額を失効が確定した会計期間の利益として処理しております。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
短期金銭債権	0百万円	0百万円
長期金銭債権	—	0

(損益計算書関係)

※1 関係会社に対するものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業取引高		
売上高	6百万円	3百万円
営業取引以外の取引高	2	2

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度13.4%、当事業年度9.5%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度86.6%、当事業年度90.5%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
広告宣伝費	309百万円	240百万円
給与手当	716	803
賞与引当金繰入額	79	82
減価償却費	51	54

※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
工具、器具及び備品	0百万円	一百万円

※4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
建物	0百万円	一百万円
工具、器具及び備品	0	0
計	0	0

(有価証券関係)

関係会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は41百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は42百万円)は、市場価格のない株式等のため、関係会社株式の時価を記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	22百万円	46百万円
賞与引当金	46	48
未払社会保険料	7	7
資産除去債務	15	15
ゴルフ会員権評価損	1	1
子会社株式評価損	94	94
その他	11	22
繰延税金資産の純額	198	235

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度ともに、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形固定資産						
建物	86	18	—	3	100	146
車両運搬具	10	—	—	4	6	19
工具、器具及び備品	116	75	0	59	132	450
土地	26	—	—	—	26	—
建設仮勘定	—	0	—	—	0	—
有形固定資産計	238	94	0	67	265	616
無形固定資産						
ソフトウェア	1,472	1,345	—	906	1,912	—
ソフトウェア仮勘定	310	1,106	1,321	—	95	—
その他	0	—	—	—	0	—
無形固定資産計	1,783	2,452	1,321	906	2,008	—

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

ソフトウェア 1,345百万円 (Z-FILTER、i-FILTER 他)

ソフトウェア仮勘定 1,106百万円 (Z-FILTER、i-FILTER 他)

2. 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

ソフトウェア仮勘定 完成によるソフトウェア勘定への振替であります

【引当金明細表】

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞与引当金	148	152	148	152

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	該当事項はありません。
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができないやむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL https://www.daj.jp/ir/stock/notification/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第30期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)2025年6月20日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2025年6月20日関東財務局長に提出。

(3) 半期報告書及び確認書

第31期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)2025年11月6日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

2025年6月24日関東財務局長に提出。

(5) 自己株券買付状況報告書

2025年9月1日、2025年10月1日、2025年11月4日、2025年11月6日、2025年12月1日、2026年1月5日、2026年1月23日、2026年2月13日、2026年3月11日、2026年6月1日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年6月25日

デジタルアーツ株式会社
取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山 本 公 太

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中 西 寛 彰

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているデジタルアーツ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、デジタルアーツ株式会社及び連結子会社の2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

デジタルアーツ株式会社の売上高の期間帰属の適切性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>デジタルアーツ株式会社は、主にセキュリティ関連ソフトウェアを販売しており、売上高10,828百万円は連結売上高10,835百万円の99.9%を占めている。</p> <p>【注記事項】収益認識関係2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報に記載のとおり、セキュリティ関連ソフトウェアの販売については、主にライセンス販売系製品及びその保守サービスとクラウドサービス系製品の2種類に分かれており、それぞれ履行義務の充足時点が異なる。また、民間企業及び公共団体において、年度末である3月にIT製品の受注が行われることが多いため、決算月である3月の売上高が増加する傾向にあるため、売上高の期間帰属を誤る潜在的なリスクが存在する。</p> <p>以上より、当監査法人は、デジタルアーツ株式会社の売上高の期間帰属の適切性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人はデジタルアーツ株式会社の売上高の期間帰属の適切性を検証するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>売上高の計上プロセスに係る内部統制の整備・運用状況を評価した。評価に当たっては、特に以下に焦点を当てた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業部門の責任者が、販売管理システムに入力された受注情報と注文書類と照合する統制。 ・営業部門の責任者が、ライセンスキーの送信履歴と売上データとを照合する統制。 <p>(2) 売上高の期間帰属の適切性の検討</p> <p>売上高の期間帰属の適切性を検討するために、以下を含む実証手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決算月の売上データの中から一定の基準で抽出した取引を対象として、売上計上日及び売上計上金額について、注文書、ライセンスキーの送信履歴と照合。 ・販売先に対する売掛金の残高確認手続。 ・期末日後における売上返品処理の有無及び内容についての検証。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、デジタルアーツ株式会社の2026年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、デジタルアーツ株式会社が2026年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年6月25日

デジタルアーツ株式会社
取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山 本 公 太

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中 西 寛 彰

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているデジタルアーツ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、デジタルアーツ株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

売上高の期間帰属の適切性

監査上の主要な検討事項の内容、決定理由及び監査上の対応については、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（デジタルアーツ株式会社の売上高の期間帰属の適切性）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告

することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月25日
【会社名】	デジタルアーツ株式会社
【英訳名】	Digital Arts Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 道具 登志夫
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長道具登志夫は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2026年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、連結子会社3社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループの主な事業がセキュリティ事業であることから、事業拠点の重要性を判断する指標として売上高が適切と判断し、当連結会計年度計画の売上高の概ね2/3以上に達している当社の本社を「重要な事業拠点」とした。また、選定指標から外れた事業拠点について、今後の売上高拡大が見込まれる、長期にわたり評価範囲に含めていないなど、追加で評価範囲に含めるべき事業拠点がないかを検討して重要な事業拠点を選定した。

そして、上記事業拠点における当社グループの事業目的に大きくかわる勘定科目である、売上高、売掛金、販売用ソフトウェア及び売上原価に至る業務プロセスを評価の対象とした。

さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点も含めた範囲について、見積もりや経営者による予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスとして、子会社株式、繰延税金資産、税金計算、ストック・オプションの評価（新株予約権）、資産除去債務の計上に係る業務プロセスを評価対象に追加した。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月25日
【会社名】	デジタルアーツ株式会社
【英訳名】	Digital Arts Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 道具 登志夫
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長道具登志夫は、当社の第31期(自2025年4月1日 至2026年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。



GREEN PRINTING JFPI
P-A10007

この印刷製品は、環境に配慮した
資材と工場で製造されています。

宝印刷株式会社印刷